

第2期

香取市子ども・子育て 支援事業計画

～輝く笑顔！地域で支える子育てのまち 香取～



(改定：令和5年2月)

令和2年3月

香取市

ごあいさつ

香取市では、平成 27 年度からの 5 年間を計画期間とする「香取市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「輝く笑顔！地域で支える子育てのまち」を基本理念に掲げ、その実現に向けて子どもが安心・安全に健やかに成長できるよう、様々な施策の推進に取り組んでまいりました。



しかしながら、家庭環境や雇用環境の変化、急速に進行する人口減少や少子高齢化などによって、子育て家庭の暮らしのあり方が以前にも増して多様化しており、国や地域が一体となって子育て支援の充実に取り組むことが求められています。

このような状況を踏まえ、一貫性のある子ども・子育て支援を計画的・総合的に推進するとともに、「子どもは地域の宝である」との考えから、香取市のすべての地域で子どもや子育て家庭を見守り支えていくという視点も取り入れ、「第 2 期香取市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画の推進にあたっては、社会情勢の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、切れ目のない支援による地域全体での子育て環境づくりに取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました子ども・子育て会議委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆さま、並びに関係者の皆さまに心よりお礼を申し上げます。

令和 2 年 3 月

香取市 宇井 茂一

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の対象	2
4	計画の期間	2
5	計画の策定体制	3

第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

1	子どもや子どものいる家庭の状況	4
2	婚姻・出産等の状況	8
3	就業の状況	10
4	教育・保育施設の状況	12
5	ニーズ調査結果について	17

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	30
2	施策の基本的視点	30
3	計画の体系図	31

第4章 施策の展開

1	子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）	32
2	放課後子ども総合プラン	61
3	次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法）	62

第5章 計画の推進

1	計画の推進体制	91
2	計画の進捗管理	92
3	計画の周知及び広報	92

資料編

1	策定経緯	93
2	香取市子ども・子育て会議条例	94
3	香取市子ども・子育て会議委員名簿	95
4	諮問・答申	96
5	用語解説	98

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

国は、急速な少子化の進行等の現状を踏まえ、平成24年8月、国や地域を挙げて、「社会全体で子ども・子育てを支援」という新しい支え合いの仕組みを構築することを目的とした「子ども・子育て関連3法」を成立させました。

平成27年4月には、これらの法律に基づき、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」の3つを柱とする「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

本市では、この新制度に基づき、国が定めた基本指針に即して、かつ、次世代育成支援対策推進法に基づく計画を一体化した計画として「香取市子ども・子育て支援事業計画（以下「第1期計画」という。）」を策定し、地域の実情に応じた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が効率的かつ効果的に提供されるよう、様々な施策を総合的・計画的に推進してきました。

しかしながら、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育てに不安を抱える保護者の増加、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増加、児童虐待等子どもの権利を脅かす事件の増加など、子ども・子育てをめぐる課題は以前にも増して複雑化しています。

また、国においては待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の早期着手や幼児教育・保育の無償化等、子育て支援対策を加速化させており、県、市町村、地域社会が一体となってさらなる子育て支援に取り組むことが求められています。

このような状況の中、本市のさらなる子育て環境の向上、発展に向けて、「第2期香取市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第 8 条の「市町村行動計画」として位置づけられます。

本市における次に掲げる計画等とも整合性を図りながら策定をしました。

- ・第 2 次香取市総合計画
- ・第 2 次香取市地域福祉計画
- ・香取市第 3 次障害者基本計画・第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画
- ・健康かとり 21（第 2 次）
- ・香取市男女共同参画計画
- ・香取市まち・ひと・しごと創生総合戦略

3 計画の対象

本計画は、本市に生活する 18 歳未満の子どもをはじめ、その育成に関わりのあるすべての人々・関係する機関等を対象としています。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とします。ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行います。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
第 1 期計画					第 2 期計画				

5 計画の策定体制

本計画は、子ども・子育て支援法第 77 条に規定する香取市子ども・子育て会議を中心とした審議、保護者などへのニーズ調査等を基に子ども・子育てに関する状況や意向等を踏まえ、策定しました。

(1) 香取市子ども・子育て会議の実施

子ども・子育て支援法第 77 条に基づく機関で、保護者、子ども・子育て支援事業者、識見者等で構成し、計画の内容等を審議しました。

(2) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたって、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、ニーズ調査を平成 30 年 11 月に実施しました。

(3) パブリックコメントによる意見公募

ホームページ等において計画案を公表し、意見を募集しました。

第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

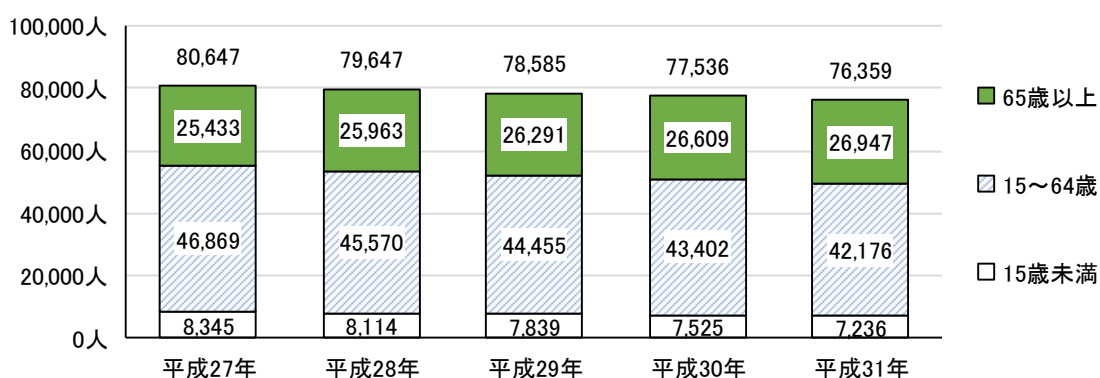
1 子どもや子どものいる家庭の状況

(1) 総人口及び年齢3区分人口

本市の人口は、平成31年4月1日現在で76,359人となっています。平成27年から平成31年までの5年間の推移をみると、年々減少しており、5年間で4,288人の減少となっています。

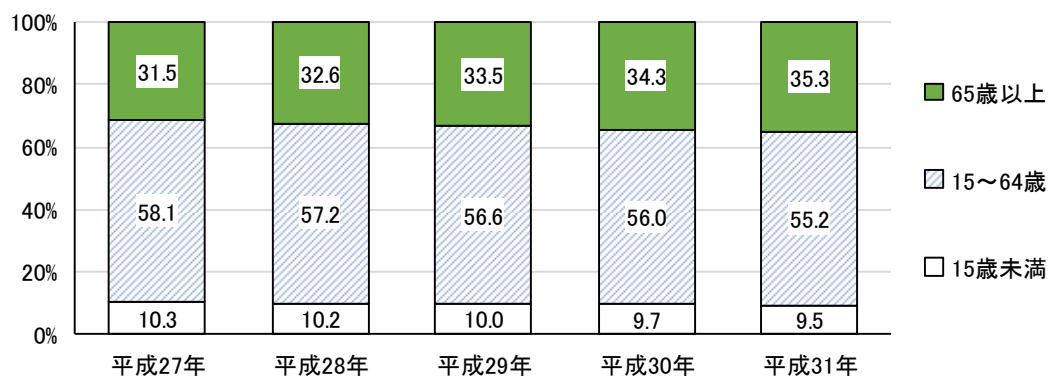
年齢3区分でみると、65歳以上の高齢者人口は増加している一方で、15～64歳の生産年齢人口、15歳未満の年少人口が減少しており、少子高齢化が進んでいることがわかります。

■ 総人口及び年齢3区分人口の推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

■ 年齢3区分人口構成比の推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

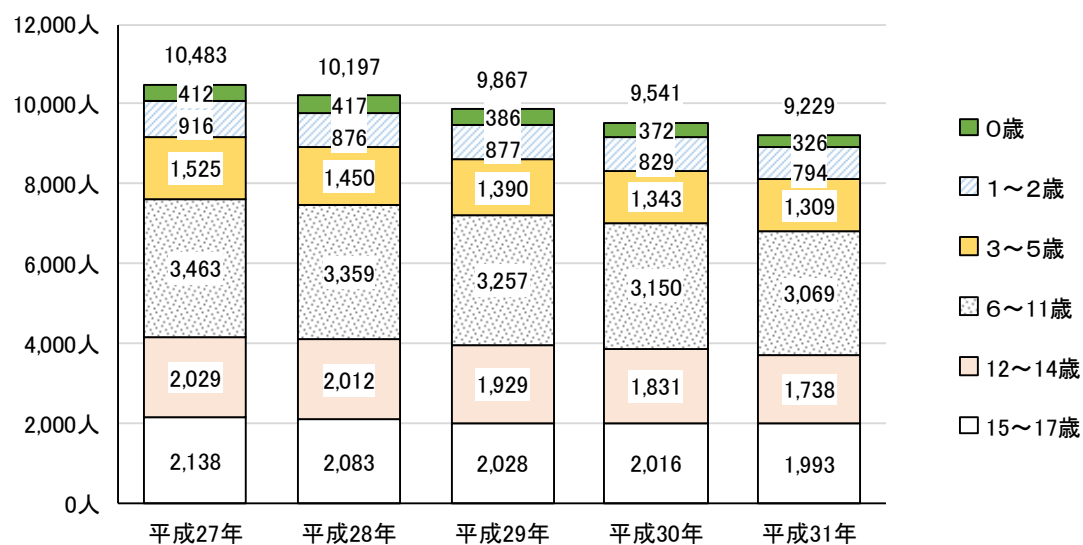
※構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しており、端数処理の関係で合計が100%にならない場合があります。

(2) 児童数

本市の18歳未満の児童数は、平成31年4月1日現在で9,229人となっています。このうち、0～5歳の就学前児童数は2,429人、6～11歳の小学生児童数は3,069人、12～14歳の中学生児童数は1,738人、15～17歳の児童数は1,993人となっています。

平成27年から平成31年までの5年間の推移をみると、全体的に減少傾向となっています。

■ 児童数の推移

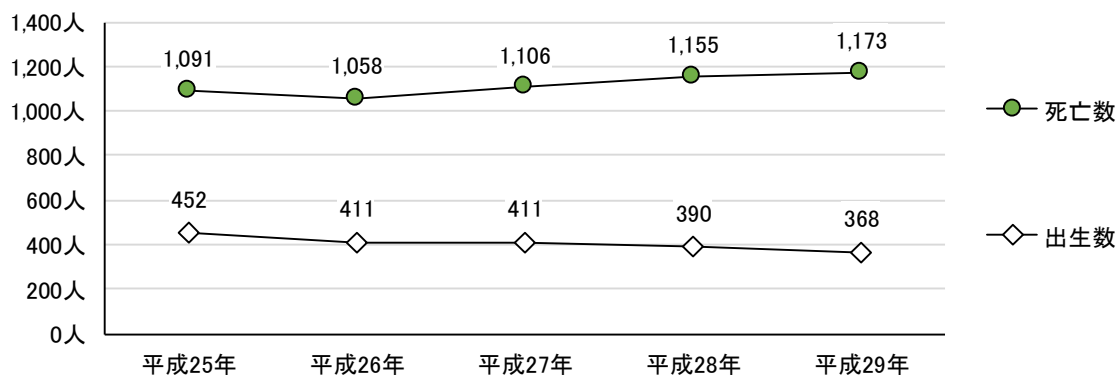


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 自然動態

本市の出生数及び死亡数の推移をみると、死亡数が出生数を倍以上、上回る傾向にあります。

■ 出生数及び死亡数の推移

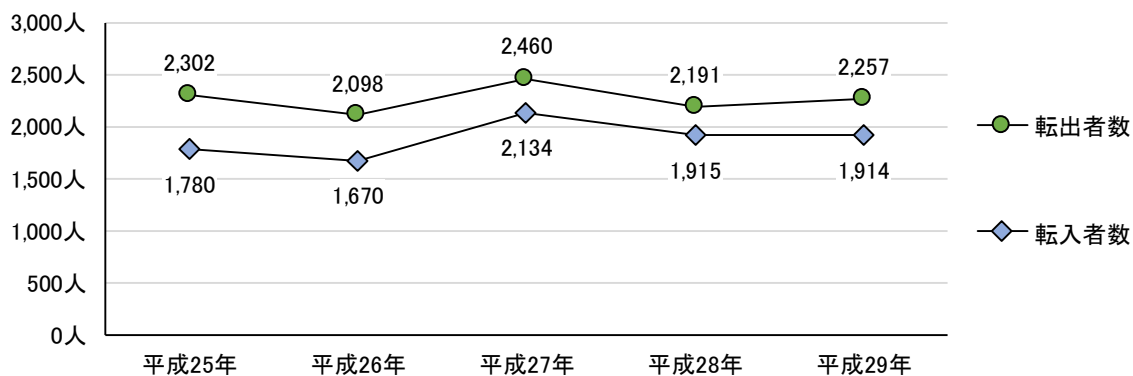


資料：千葉県人口動態統計

(4) 社会動態

本市の転入者数及び転出者数の推移をみると、転出者数が転入者数を上回っています。

■ 転入者数及び転出者数の推移



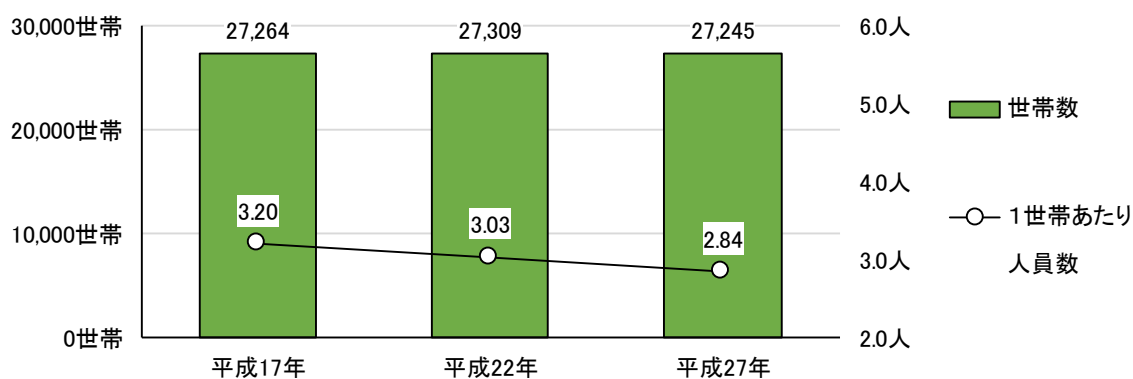
資料：千葉県毎月常住人口調査報告書(年報)

(5) 世帯数

本市の世帯数は、平成 27 年では 27,245 世帯となっています。

一方、1 世帯あたり人員数は年々減少しており、核家族化が進んでいることがわかります。

■ 世帯数と 1 世帯あたり人員数の推移



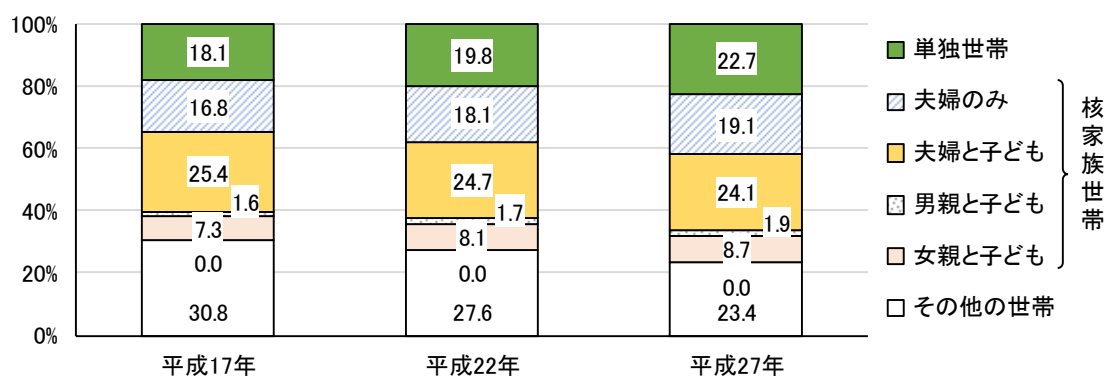
資料：国勢調査

(6) 世帯構成

本市の世帯類型をみると、単独世帯、核家族世帯（夫婦のみ、夫婦と子ども、男親と子ども、女親と子ども）が増加しており、単独世帯は平成 27 年に 20%を超えています。

核家族世帯の内訳をみると、夫婦と子どもの世帯が減少し、夫婦のみの世帯や男親と子ども、女親と子どもの世帯が増加しています。

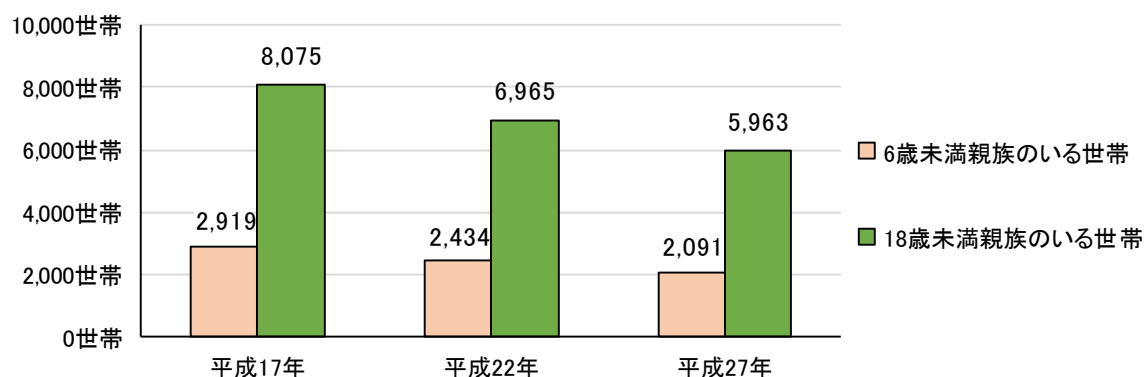
■世帯類型による世帯数の推移



資料：国勢調査

子どものいる世帯の推移を見ると、平成 27 年では 6 歳未満親族のいる世帯が 2,091 世帯、18 歳未満親族のいる世帯が 5,963 世帯となっており、いずれも減少傾向となっています。

■子どものいる世帯の状況



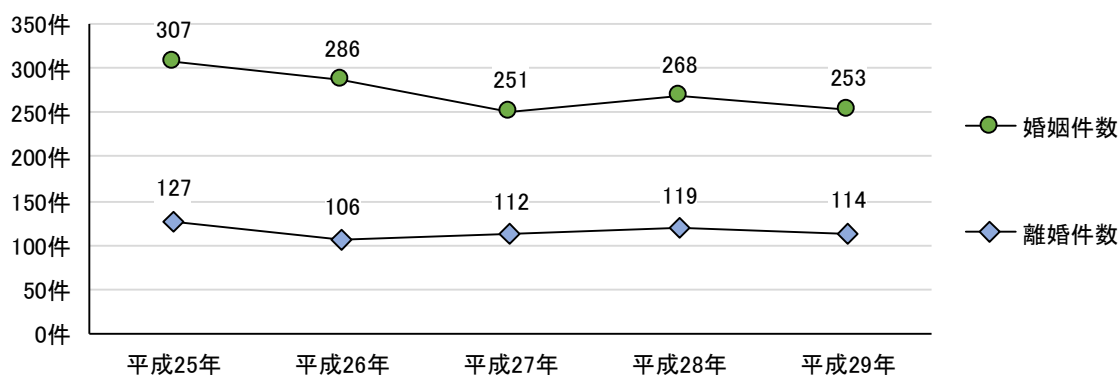
資料：国勢調査

2 婚姻・出産等の状況

(1) 婚姻・離婚

本市の婚姻件数は減少傾向にあり、平成 29 年では 253 件となっています。また、離婚件数は横ばいで、平成 29 年では 114 件となっています。

■ 婚姻件数・離婚件数の推移

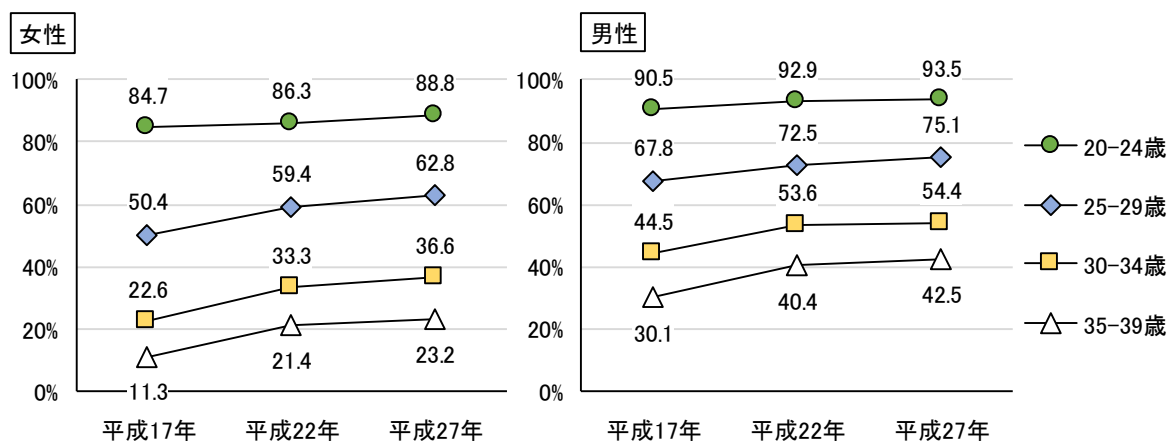


資料:千葉県衛生統計年報

(2) 未婚率

男女ともに年代が低いほど未婚率は高くなっています。女性では、30 歳代の未婚率の上昇が大きく、10 年間で 30～34 歳では 14.0 ポイント上昇、35～39 歳では 11.9 ポイント上昇しています。

■ 未婚率の推移



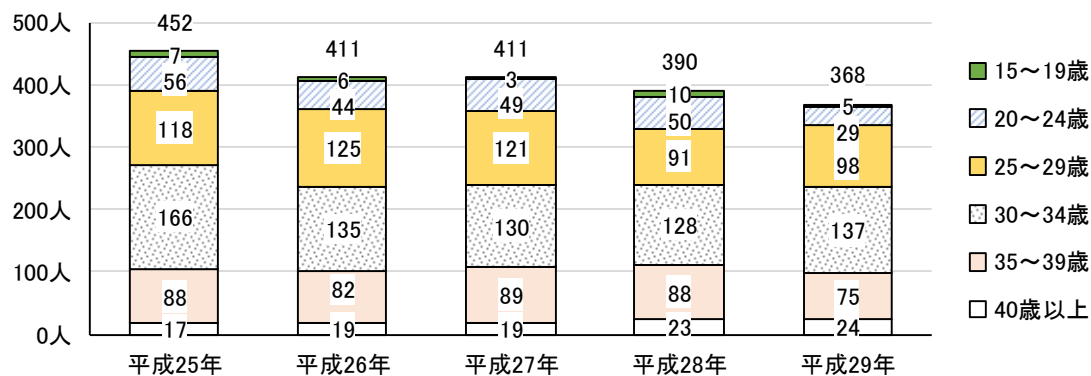
資料:国勢調査

(3) 母親の年齢別出生数

本市の出生数は、年々減少し、平成 29 年は 368 人となっています。

母親の年齢別出生数をみると、30～34 歳の出生数の割合が多くなっています。

■ 母親の年齢別出生数の推移

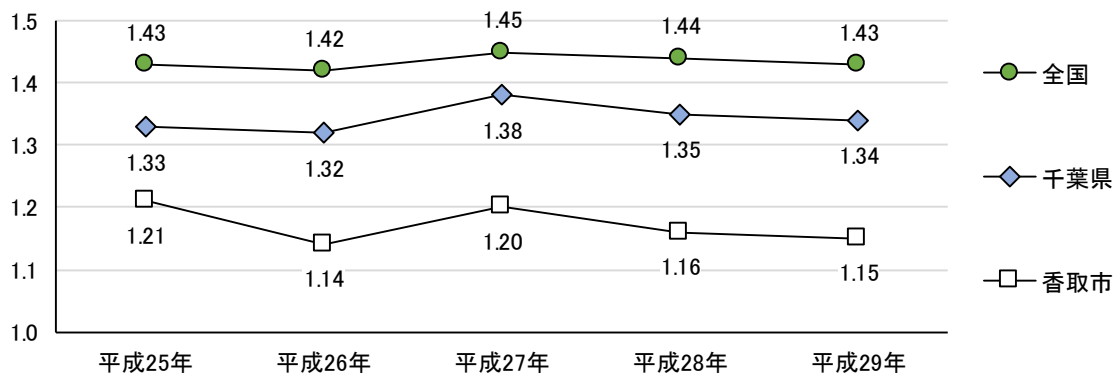


資料:千葉県衛生統計年報(年齢不詳は除く)

(4) 合計特殊出生率

合計特殊出生率とは、15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子の平均数の移り変わりを表したものです。本市の合計特殊出生率は、平成 29 年で 1.15 となっており、全国及び千葉県の数値を下回っています。

■ 合計特殊出生率の推移



資料:千葉県衛生統計年報

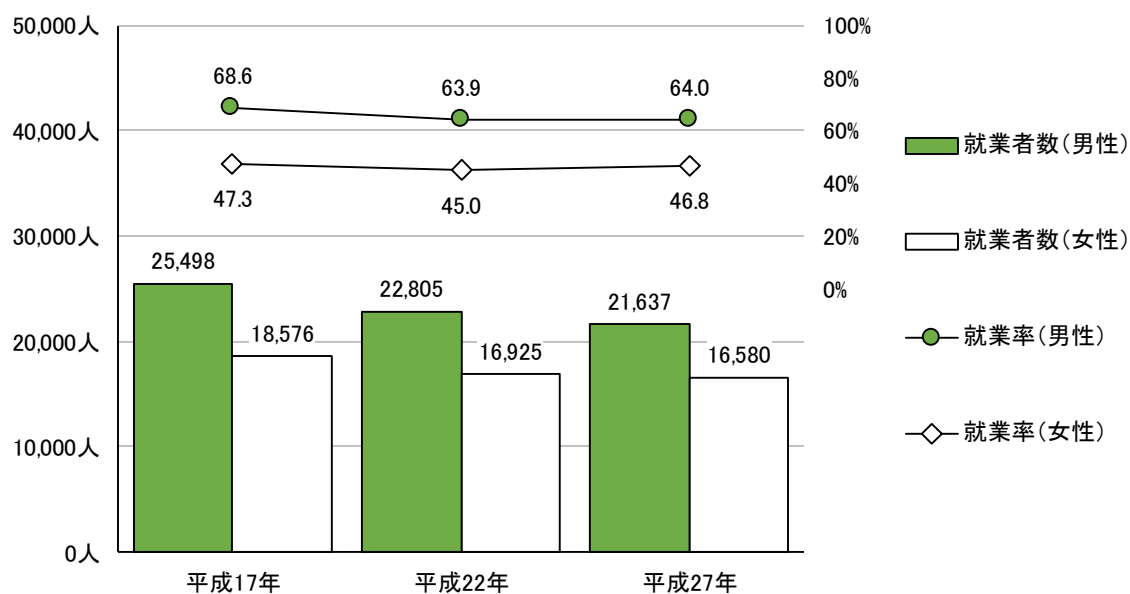
3 就業の状況

(1) 就業者数

本市の就業者数は、男性、女性ともに年々減少しています。

また、就業率でみると、平成 17 年から平成 22 年にかけて減少傾向にありましたが、平成 27 年には男女ともに上昇しています。

■ 就業者数の推移



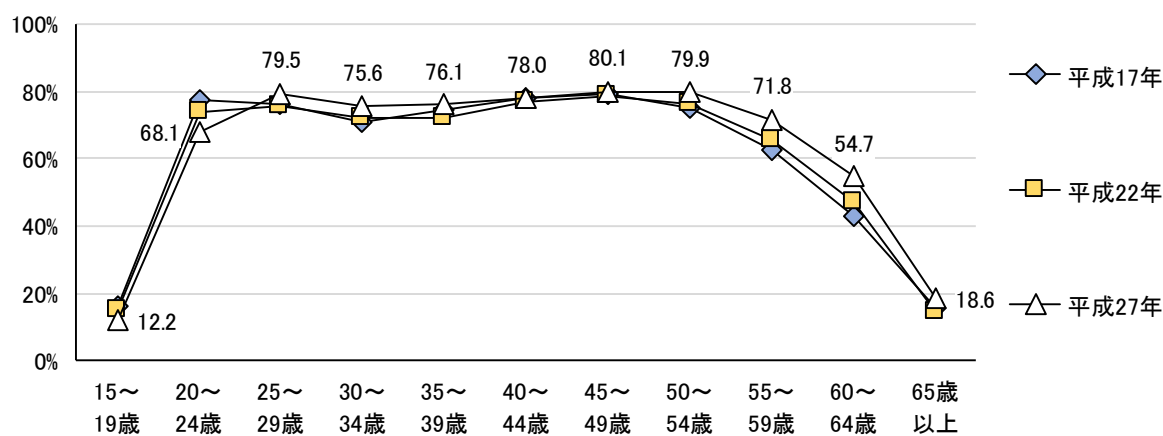
資料:国勢調査

(2) 年齢別労働力率

年齢別の労働力率は、経年で比較してみると男性が低下傾向にある中で、女性の労働力率は徐々に上昇しており、働く女性の割合が増えています。

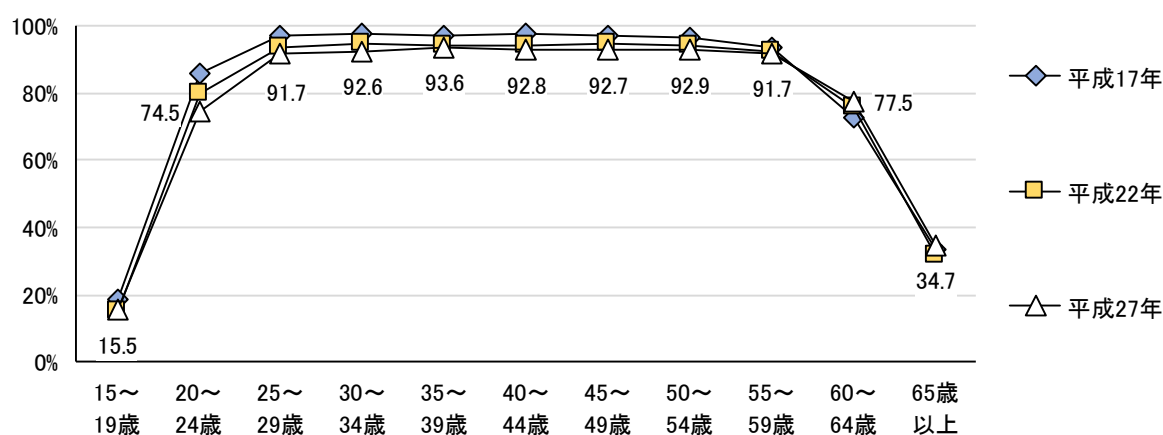
また、女性の年齢別労働力率を年齢に沿ってみると、以前は25～29歳を機に減少し、さらに40歳を超えると労働力率は再び高くなる「M字曲線」を示していましたが、平成27年ではその差は小さくなっており、30歳前後で結婚や出産を理由として離職をしても、早々に復職する割合が多くなっているものと考えられます。

■女性の年齢別労働力率



資料:国勢調査

■男性の年齢別労働力率



資料:国勢調査

4 教育・保育施設の状況

(1) 保育所（園）

本市には、公立保育所 9 園、公設民営（指定管理）の保育所 2 園、私立保育園 6 園の計 17 園が設置されています。

■ 保育所（園）の状況 ※平成 31 年 4 月 1 日現在

（単位：人）

名称	定員	入所年齢	所在地	保育時間	
		(月齢)		月～金曜日	土曜日
公立	大倉保育所	40	6 か月～	大倉 5374	8:00～18:00
	北佐原保育所	70	6 か月～	佐原二 1780	7:30～18:30
	香取保育所	60	1 歳～	香取 1932	8:00～18:00
	佐原保育所	95	産休明け	佐原イ 3525-1	7:00～19:00 8:00～17:00
	新島保育所	60	産休明け	加藤洲 1924-9	8:00～18:00
	東大戸保育所	75	1 歳～	大戸 911	8:00～18:00
	瑞穂保育所	95	産休明け	寺内 588	7:00～19:00
	栗源保育所	140	6 か月～	岩部 5076	7:30～18:30
	小見川東保育所	80	産休明け	下飯田 954-1	7:00～18:30
公設 民営	たまつくり保育所	120	産休明け	玉造二丁目 4-1	7:00～19:00 8:00～17:00
	香西保育所	45	6 か月～	観音 21-1	7:00～18:30 8:00～12:30
私立	まんまる保育園	120	産休明け	大根 1151	7:30～19:00 8:00～12:30
	八都保育園	80		小見 65	7:30～18:30 8:00～12:00
	府馬保育園	70		府馬 2938-4	7:15～18:45 7:30～17:00
	山倉保育園	60		新里 974	7:15～18:45 8:00～12:00
	山倉第二保育園	45		山倉 688-1	7:00～18:30 8:00～12:00
	あげひばり保育園※	19		佐原口 2097-77	7:15～18:45 8:00～12:30
合計		1,274			

※あげひばり保育園は、0 歳児から 2 歳児までの乳幼児（3 号認定）が対象の小規模保育所

資料：子育て支援課

(2) 認定こども園

本市には、公立こども園 1 園、私立こども園 3 園の計 4 園が設置されています。

■ 認定こども園の状況 ※平成 31 年 4 月 1 日現在

（単位：人）

名称	定員	入所年齢	所在地	保育時間	
		(月齢)		月～金曜日	土曜日
公立	おみがわこども園	230	産休明け	小見川 1585-2	7:00～18:30 8:00～17:00
私立	明照保育園	140		下小堀 611-1	7:00～18:30 8:00～17:00
	清水こども園	212		内野 448-1	7:00～18:30 7:00～18:00
	佐原めぐみこども園	122		佐原イ 1921	7:00～19:00 8:00～17:00
合計		704			

資料：子育て支援課

(3) 幼稚園

本市には、公立幼稚園 2 園、私立幼稚園 2 園の計 4 園が設置されています。

■幼稚園の状況 ※平成 31 年 4 月 1 日現在 (単位：人)

名称		定員	所在地
公立	佐原幼稚園	210	佐原イ 1800
	津宮幼稚園	70	津宮 712-2
私立	(学) 佐原みどり学園 佐原みどり幼稚園	170	佐原口 2114-1
	(学) 愛心学園 白百合幼稚園	100	佐原イ 402-2
合計		550	

資料：学校教育課

(4) 小学校

本市には、小学校が 17 校設置されており、児童数の合計は令和元年 5 月 1 日現在 3,030 人と、平成 27 年と比べて 415 人の減少となっています。

■小学校児童数、学級数の推移 ※各年 5 月 1 日現在 (単位：人)

区分		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
学校数		22	22	22	21	17
学級数		202	201	202	192	169
学年別 児童数	1 年生	562	521	505	464	464
	2 年生	515	566	521	505	468
	3 年生	538	517	560	520	509
	4 年生	571	539	517	554	523
	5 年生	602	576	545	513	553
	6 年生	657	602	575	552	513
児童数合計		3,445	3,321	3,223	3,108	3,030

資料：学校基本調査

(5) 放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、仕事等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後などに適切な遊びや生活の場を与えるための施設です。

本市には、公立 16 クラブ、私立 3 クラブの計 19 クラブが設置されています。

■放課後児童クラブの状況 ※令和元年 7 月 1 日現在

(単位：人)

	名称	所在地	設置場所	定員
公立	佐原児童クラブ	佐原イ 1800	佐原小学校内	40
	佐原第 2 児童クラブ	佐原イ 1800	佐原小学校内	40
	佐原第 3 児童クラブ	佐原イ 1800	佐原小学校内	40
	佐原第 4 児童クラブ	佐原イ 1800	佐原小学校内	40
	東大戸児童クラブ	大戸 877	東大戸小学校内	35
	瑞穂児童クラブ	堀之内 1770-96	瑞穂小学校内	25
	新島児童クラブ	加藤洲 681-1	新島小学校内	35
	小見川中央児童クラブ	小見川 94	小見川中央小学校内	35
	小見川中央第 2 児童クラブ	小見川 94	小見川中央小学校内	30
	小見川中央第 3 児童クラブ	小見川 94	小見川中央小学校内	40
	小見川中央第 4 児童クラブ	小見川 94	小見川中央小学校内	40
	小見川西児童クラブ	内野 35	小見川西小学校内	35
	小見川北児童クラブ	富田 800	小見川北小学校内	35
	山田児童クラブ	長岡 1307-1	山田児童館内	40
	山田第 2 児童クラブ	長岡 1307-1	山田児童館内	30
	栗源児童クラブ	岩部 5025	栗源小学校内	40
私立	ゆきはうす	北二丁目 11-5		30
	明照保育園学童クラブ	下小堀 611-1	明照保育園内	30
	学童クラブめぐみ	佐原イ 1921-5	佐原めぐみこども園内	30
	合計			670

資料：子育て支援課

(6) 地域子育て支援センター

本市には、地域の保育所及び認定こども園 7 園、山田児童館の計 8 か所に地域子育て支援センターが設置されています。

地域子育て支援センターは、子育て家庭の親やその子どもが相互の交流を図り、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う施設です。

■地域子育て支援センターの状況 ※平成 31 年 4 月 1 日現在

名称	所在地	設置場所
おひさま	虫幡 1237	清水こども園（清水寺）内
ぼのぼの	下小堀 611-1	明照保育園内
なかよし	玉造二丁目 4-1	たまつくり保育所内
わくわく広場	大倉 5374	大倉保育所内
ほほえみ	小見川 1585-2	おみがわこども園内
わいわい	内野 448-1	清水こども園内
めぐみ	佐原イ 1921-5	佐原めぐみこども園内
にこにこ	長岡 1307-1	山田児童館内

資料：子育て支援課

(7) 児童発達支援事業所等

児童発達支援事業所は、市内に1か所、周辺自治体に1か所あり、障害児が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自立した生活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設です。

放課後等デイサービスは、市内3か所、周辺自治体5か所で実施しており、学校通学中の障害児の放課後等の居場所づくりを行っています。

障害児相談支援事業所は、市内に4か所、周辺自治体に5か所あり、障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する際の障害児支援利用計画の作成とともに、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングなどの支援を行っています。

■児童発達支援事業所等の状況

種類	事業所名	所在地	児童※	デイ※
児童発達支援など	児童発達支援センターコスモスの花	仁良 1194-7	○	
	こどもデイサービス華	多古町染井 753-1	○	○
	ゆきはうすルーム	北2丁目 11-5		○
	放課後等デイサービスコスモスの花	仁良 1194-7		○
	聖ヨセフつどいの家	高萩 1100-2		○
	デイサービスセンターひかり	多古町大高 1-28		○
	児童デイサービスセンター多古新町ハウス	多古町多古 2686-1		○
	菜の花会児童デイサービスみにトマト	神崎町並木 658		○
	放課後等児童デイサービスあいので	神崎町古原甲 791-26		○
障害児相談支援	障害者支援センター ルートデザイン	谷中 519-9		
	相談支援事業所 栗源協働支援センター	沢 2459-1		
	香取障害者支援センター	高萩 1100-2		
	居宅介護支援センター杜の家くりもと	岩部 869-60		
	香取学園龍ヶ谷寮	東庄町平山 1284-2		
	北総育成園	東庄町笹川い 5852		
	障害者相談支援センターひかり	多古町北中 1309-160		
	計画相談障がい者支援事業所くれよん	多古町染井 183-1-102		
	相談支援 あいので	神崎町古原甲 791-26		

※「児童」は児童発達支援、「デイ」は放課後等デイサービスの略

資料：社会福祉課

5 ニーズ調査結果について

(1) 調査の目的

本調査は、より一層の子育て支援施策の充実に向けて、本計画の資料とするため、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に実施しました。

(2) 調査対象及び調査方法

○調査実施時期：平成 30 年 11 月

	調査対象者	対象者数	調査方法
1	就学前児童保護者	2,053 人	・ 保育所（園）・認定こども園・幼稚園就園児は各所（園）を通じた配付・回収 ・ 未就園児は郵送配付・回収
2	小学生保護者	1,383 人	・ 小学 1 ～ 3 年生を対象に学校を通じた配付・回収

(3) 回収状況

	対象者	配付数	回収数	回収率(%)
1	就学前児童保護者	2,053 人	1,478 件	72.0%
2	小学生保護者	1,383 人	1,156 件	83.6%

(4) ニーズ調査結果抜粋

ニーズ調査結果について、主だった項目を一部抜粋して掲載しております。調査結果は、以下のとおりです。

※グラフ中の（N:○○）という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。

※比率は、小数点以下第2位を四捨五入しており、端数処理の関係で合計が100%にならない場合があります。

※複数回答の項目については、原則として、その項目に対しての有効回答者の数を基数とし、比率算出を行っています。このため、比率計が100%を超えることがあります。

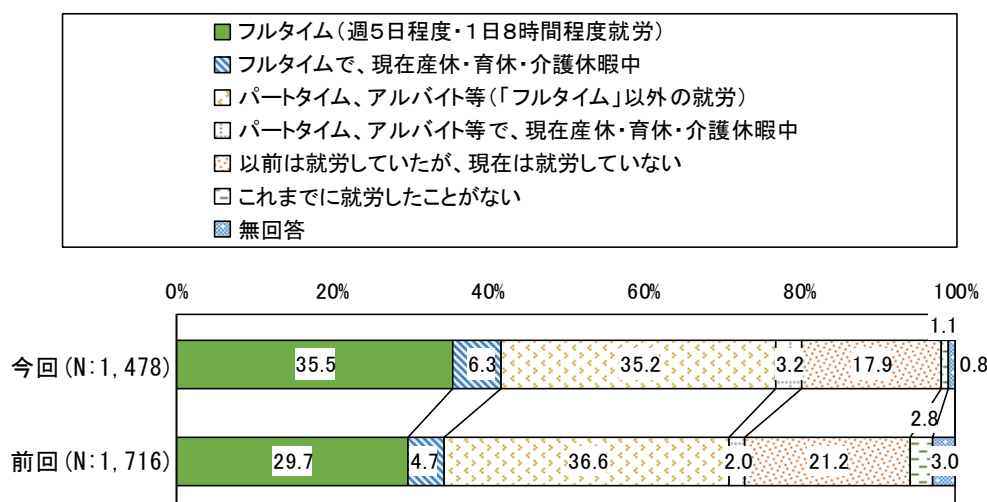
①保護者の就労状況について

保護者の就労状況については、就学前児童及び小学生の保護者の双方とも父親はフルタイム、母親はフルタイムやパート・アルバイトで就労している割合が、前回の調査時よりも高くなっています。就労に対する意欲が高く、育児をしながら就労を継続しているという家庭が増えていることがうかがえます。

また、現在は就労していないものの、近い将来に就労したいと考えている母親も多くなっています。

※前回調査との比較では、平成25年11月に実施した調査結果を参考資料としています。

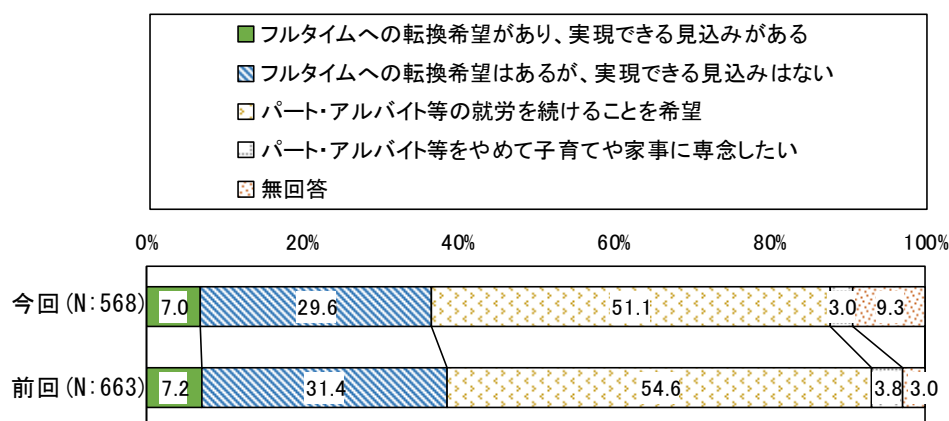
■母親の就労状況（就学前児童保護者調査）



母親の就労状況では、「フルタイム（週5日程度・1日8時間程度就労）」の回答が35.5%と最も多く、次いで、「パートタイム、アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）」が35.2%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が17.9%と続いています。

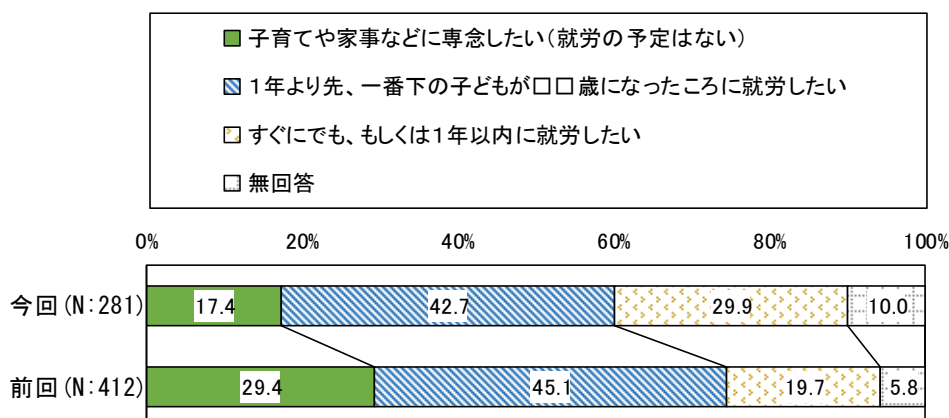
フルタイムやパートタイム、アルバイト等で就労していると回答した人の合計が80.2%と、前回調査の73.0%と比べて、7.2ポイント増加しており、全体的に就労している母親が多くなっています。

■パート・アルバイト等で働く母親のフルタイムへの転換希望（就学前児童保護者調査）



パートタイム、アルバイト等で就労している母親については、36.6%がフルタイムへの転換希望がある（「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」（7.0%）、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」（29.6%）の合計）と回答しています。前回調査と比べても、同様の傾向がみられます。

■現在就労していない母親の就労希望（就学前児童保護者調査）



現在就労していない母親については、72.6%が今後の就労希望がある（「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったころに就労したい」（42.7%）と「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」（29.9%）の合計）と回答しています。また、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」が17.4%となっています。

今後の就労希望があると回答した人の合計が72.6%と、前回調査の64.8%と比べて、7.8ポイント増加しており、全体的に就労希望のある母親が増加しています。

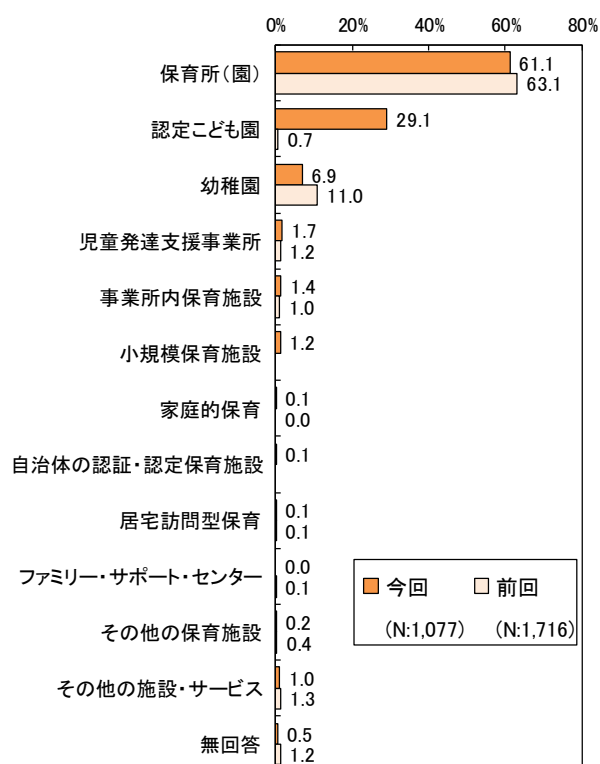
②保育所（園）や幼稚園等の施設・サービスの利用状況と利用希望について

就学前児童については、両親ともに就労している家庭が多い状況を反映し、現在利用している施設・サービスと今後定期的に利用したい施設・サービスはともに「保育所（園）」、「認定こども園」が多い状況にあります。現在の利用割合に比べて、今後利用したい施設としての回答が多いのは「認定こども園」です。これは、近年、市内に保育所から認定こども園に移行した施設が増えていることが要因と思われます。

また、その他のサービスについては、幼稚園型預かり保育や病児・病後児保育への利用希望が多いことがうかがえます。

全国的な傾向と同じく本市においても核家族化の進行や共働き世帯、ひとり親家庭の増加等により、今後も施設やサービスの利用状況は伸びていくことが考えられます。将来の需要を見極めつつ、安心して利用できる子育て環境の構築が求められています。

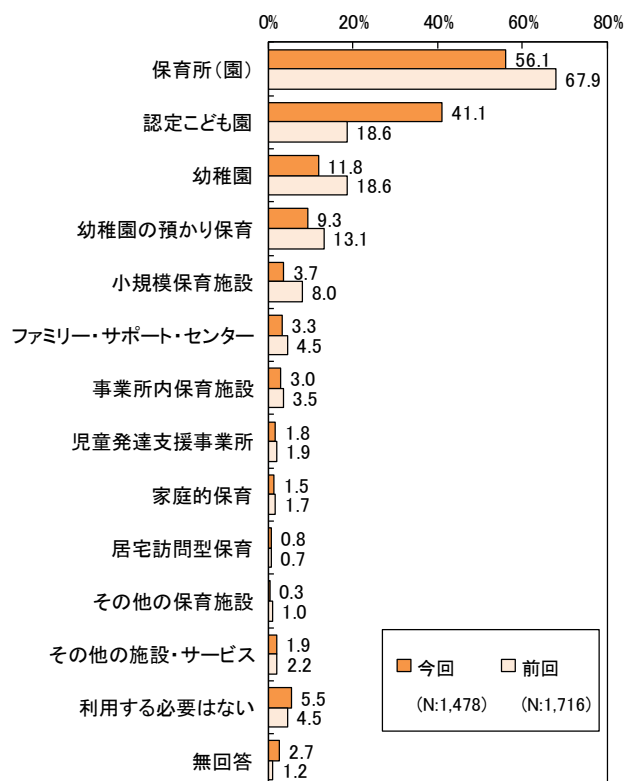
■現在利用している保育所（園）や幼稚園等の施設・サービス（就学前児童保護者調査）



現在利用している保育所（園）や幼稚園等の施設・サービスは、「保育所（園）」が 61.1%と最も多く、次いで、「認定こども園」が 29.1%、「幼稚園」が 6.9%となっており、前回調査と比べて、「認定こども園」の利用が多くなっています。

■今後も定期的に利用したい、もしくは新たに利用したい施設・サービス

(就学前児童保護者調査)

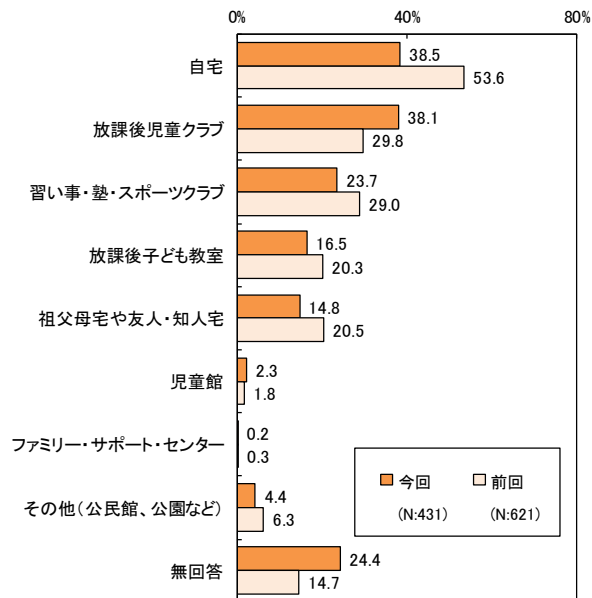


今後も定期的に利用したい、もしくは新たに利用したい施設・サービスについては、「保育所(園)」との回答が56.1%と最も多く、次いで、「認定こども園」が41.1%、「幼稚園」が11.8%となっています。前回調査と比べて、「保育所(園)」が11.8ポイント減少し、「認定こども園」が22.5ポイント増加しています。

③放課後の過ごし方について

放課後の過ごし方の現状や利用意向については、就学前児童と小学生ともに、「自宅」、「放課後児童クラブ」、「習い事・塾・スポーツクラブ」が多い状況です。特に「放課後児童クラブ」については、保護者の就労状況の変化もあり前回調査に比べて割合が多くなっています。

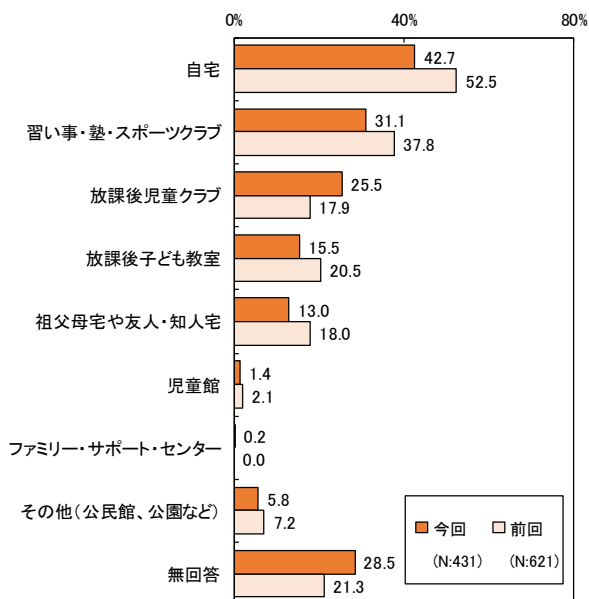
■低学年時（１～３年生）に子どもを放課後過ごさせたい場所（就学前児童保護者調査）



小学校低学年（１～３年生）のうちは放課後の時間をどこで過ごさせたいかをたずねたところ、「自宅」が 38.5%と最も多く、次いで、「放課後児童クラブ」が 38.1%、「習い事・塾・スポーツクラブ」が 23.7%となっています。

前回調査と比べて、「自宅」が 15.1 ポイント減少し、「放課後児童クラブ」が 8.3 ポイント増加しています。

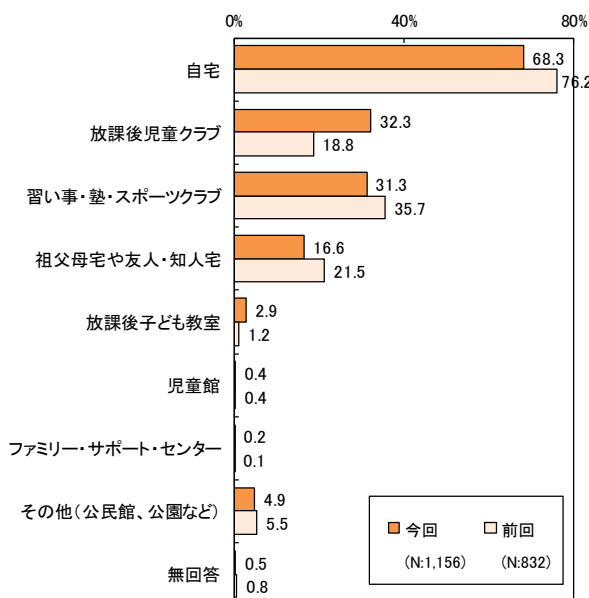
■高学年（４～６年生）になった場合に子どもを放課後過ごさせたい場所（就学前児童保護者調査）



小学校高学年（４～６年生）になった場合に放課後の時間をどこで過ごさせたいかをたずねたところ、「自宅」が42.7%と最も多く、次いで、「習い事・塾・スポーツクラブ」が31.1%、「放課後児童クラブ」が25.5%となっています。

前回調査と比べて、「自宅」が9.8ポイント減少し、「放課後児童クラブ」が7.6ポイント増加しています。

■現在の放課後の過ごし方（小学生児童保護者調査）



現在、放課後をどこで過ごしているかをたずねたところ、「自宅」が68.3%と最も多く、次いで、「放課後児童クラブ」が32.3%、「習い事・塾・スポーツクラブ」が31.3%となっています。

前回調査と比べて、「自宅」が7.9ポイント減少し、「放課後児童クラブ」が13.5ポイント増加しています。

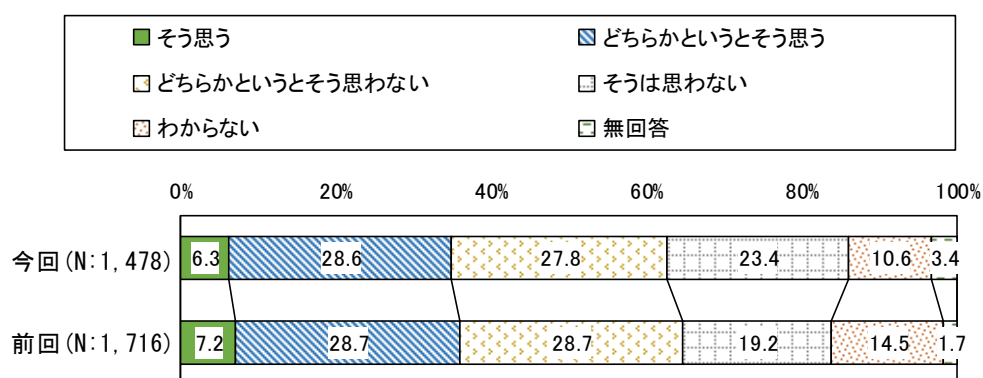
④子育て支援全般について

子育てのしやすさについては、就学前児童及び小学生の保護者の双方とも肯定的な意見を否定的な意見が上回っており、その差は前回調査と比較して大きくなっています。

子育てしやすいまちだと思う理由は、「自然環境がよい」、「地域の人や知人が何かと助けてくれる」などの回答が多い一方で、子育てしやすいまちだと思わない理由は、「子どもの遊び場が少ない」、「保育サービスが不足している」などの回答が多くなっています。

今後重要だと思う子育て支援については、前回調査同様に「乳幼児の遊び場（公園や児童館など）の整備」、「小児医療体制の充実」、「子育てへの経済的支援の充実」、「放課後児童クラブや放課後子ども教室の充実」などの回答が多くなっています。今後も、すべての子どもが健やかに成長し、切れ目なく安心して支援を受けることができる環境づくりが重要です。

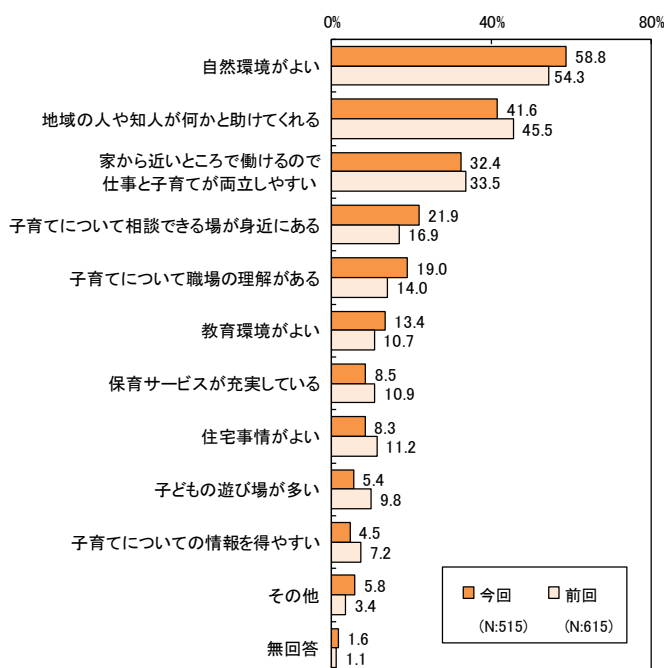
■香取市での子育てのしやすさ（就学前児童保護者調査）



香取市は、子育てをしやすいまちだと思うかについては、「そう思う」（6.3%）と「どちらかというと思う」（28.6%）を合わせると 34.9%となっており、「どちらかというと思わない」（27.8%）、「そうは思わない」（23.4%）を合わせた 51.2%を下回っています。

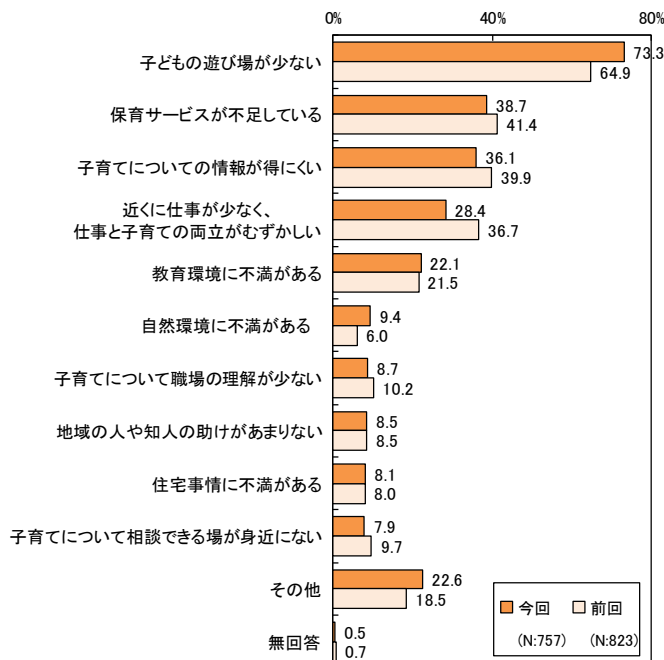
前回調査と比べて、「そうは思わない」が 4.2 ポイント増加していますが、全体的にほぼ同様の傾向がみられます。

■子育てしやすいまちだと思える理由（就学前児童保護者調査）



子育てしやすいまちだと思える理由は、「自然環境がよい」が 58.8%と最も多く、次いで、「地域の人や知人が何かと助けてくれる」が 41.6%、「家から近いところで働けるので仕事と子育てが両立しやすい」が 32.4%となっており、前回調査と同様の傾向がみられます。

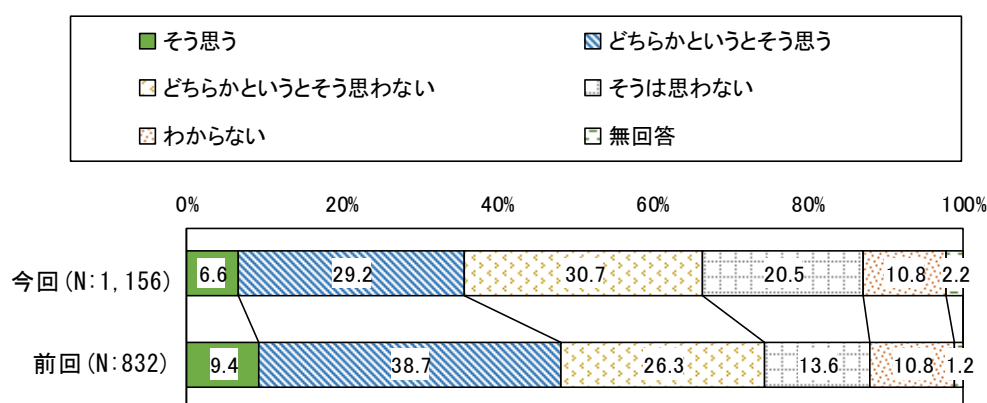
■子育てしやすいまちだと思わない理由（就学前児童保護者調査）



子育てしやすいまちだと思わない理由は、「子どもの遊び場が少ない」が 73.3%と最も多く、次いで、「保育サービスが不足している」が 38.7%、「子育てについての情報が得にくい」が 36.1%となっています。

前回調査と比べて、「子どもの遊び場が少ない」が 8.4 ポイント増加し、「近くに仕事が多く、仕事と子育ての両立がむずかしい」が 8.3 ポイント減少しています。

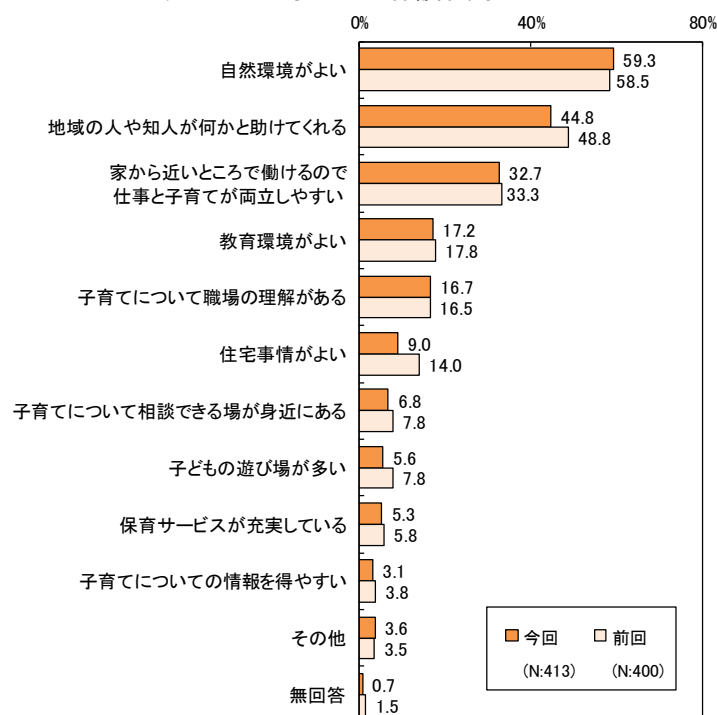
■香取市での子育てのしやすさ（小学生児童保護者調査）



香取市は、子育てをしやすいまちだと思うかについては、「そう思う」（6.6%）と「どちらかというと思う」（29.2%）を合わせると 35.8%となっており、「どちらかというと思わない」（30.7%）、「そうは思わない」（20.5%）を合わせた 51.2%を下回っています。

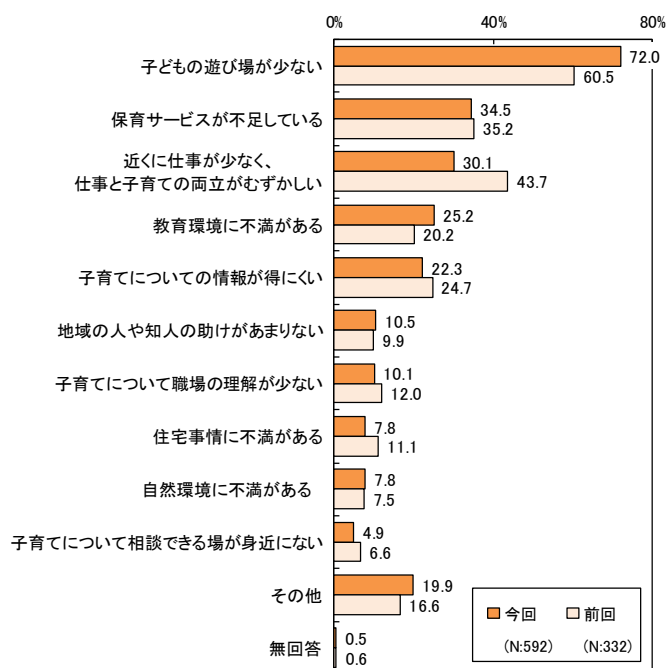
前回調査と比べて、子育てしやすいと「思う」と回答した人の割合が 12.3 ポイント減少し、「思わない」と回答した人が 11.3 ポイント増加しています。

■子育てしやすいまちだと思う理由（小学生児童保護者調査）



子育てしやすいまちだと思う理由は、「自然環境がよい」が 59.3%と最も多く、次いで、「地域の人や知人が何かと助けてくれる」が 44.8%、「家から近いところで働けるので仕事と子育てが両立しやすい」が 32.7%となっており、前回調査と同様の傾向がみられます。

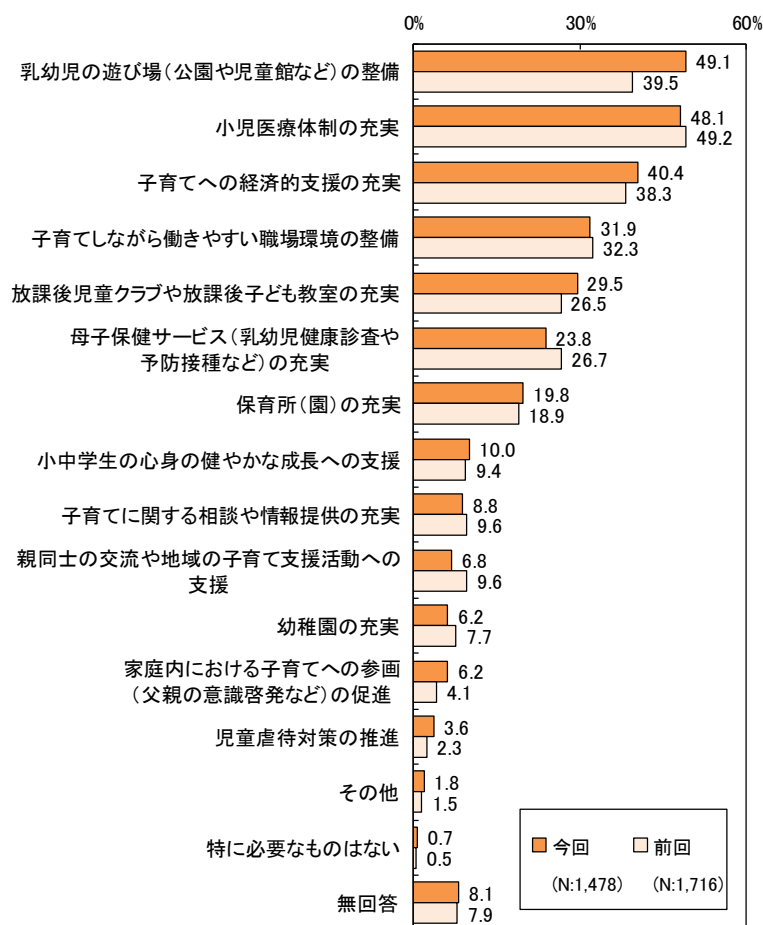
■子育てしやすいまちだと思わない理由（小学生児童保護者調査）



子育てしやすいまちだと思わない理由は、「子どもの遊び場が少ない」が 72.0%と最も多く、次いで、「保育サービスが不足している」が 34.5%、「近くに仕事が多く、仕事と子育ての両立がむずかしい」が 30.1%となっています。

前回調査と比べて、「子どもの遊び場が少ない」が 11.5 ポイント増加し、「近くに仕事が多く、仕事と子育ての両立がむずかしい」が 13.6 ポイント減少しています。

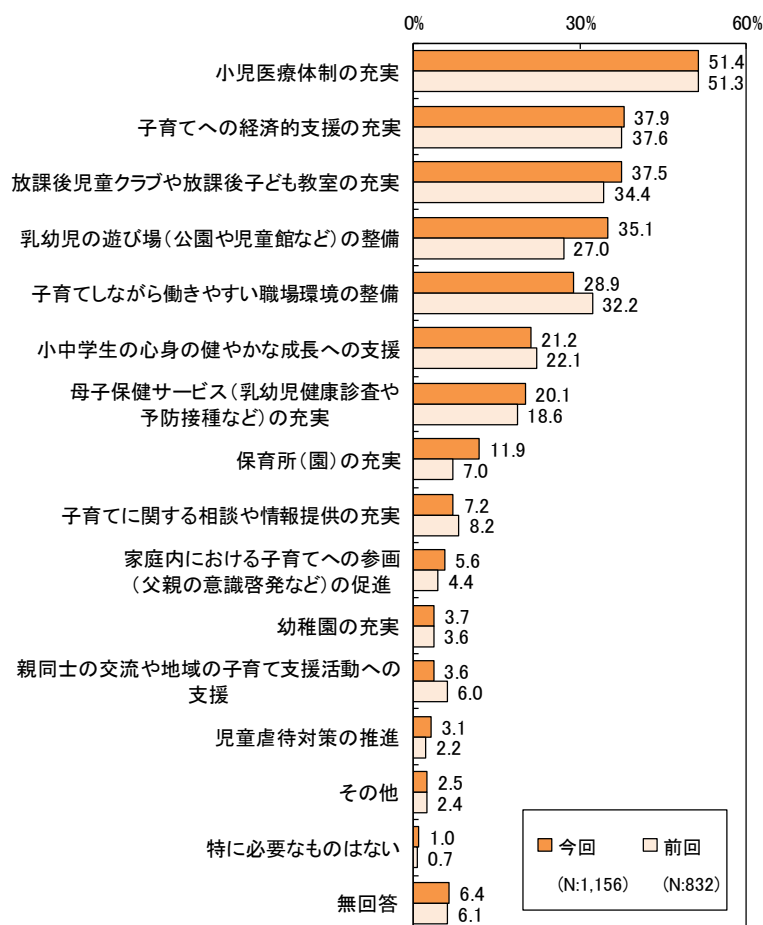
■今後重要だと思う子育て支援（就学前児童保護者調査）



今後重要だと思う子育て支援については、「乳幼児の遊び場（公園や児童館など）の整備」が 49.1%と最も多く、次いで、「小児医療体制の充実」が 48.1%、「子育てへの経済的支援の充実」が 40.4%となっています。

前回調査と比べて同様の傾向がみられますが、「乳幼児の遊び場（公園や児童館など）の整備」については 9.6 ポイント増加しています。

■今後重要だと思う子育て支援（小学生児童保護者調査）



今後重要だと思う子育て支援については、「小児医療体制の充実」が 51.4%と最も多く、次いで、「子育てへの経済的支援の充実」が 37.9%、「放課後児童クラブや放課後子ども教室の充実」が 37.5%となっています。

前回調査と比べて同様の傾向がみられますが、「乳幼児の遊び場（公園や児童館など）の整備」については 8.1 ポイント増加しています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

輝く笑顔！地域で支える子育てのまち 香取

今後も本市では、子ども・子育て支援法の目的や子ども・子育て支援に関する基本的認識等を踏まえつつ、一貫性のある子ども・子育て支援の推進を図るため、第1期計画における「輝く笑顔！地域で支える子育てのまち」の基本理念を継承します。

また、第2次香取市総合計画 前期基本計画では、安心して子どもを産み育てることができ、子どもたちが、健やかに笑顔で生活できるまちを目指すとしており、そのためには、地域全体で子どもたちを見守り、育てていくという意識の醸成が必要となっています。

以上のことから、第1期計画の「輝く笑顔！地域で支える子育てのまち」の基本理念を継承し、香取市のすべての地域で子どもや子育て家庭を見守り支えていくという思いを含め「香取」を取り入れます。

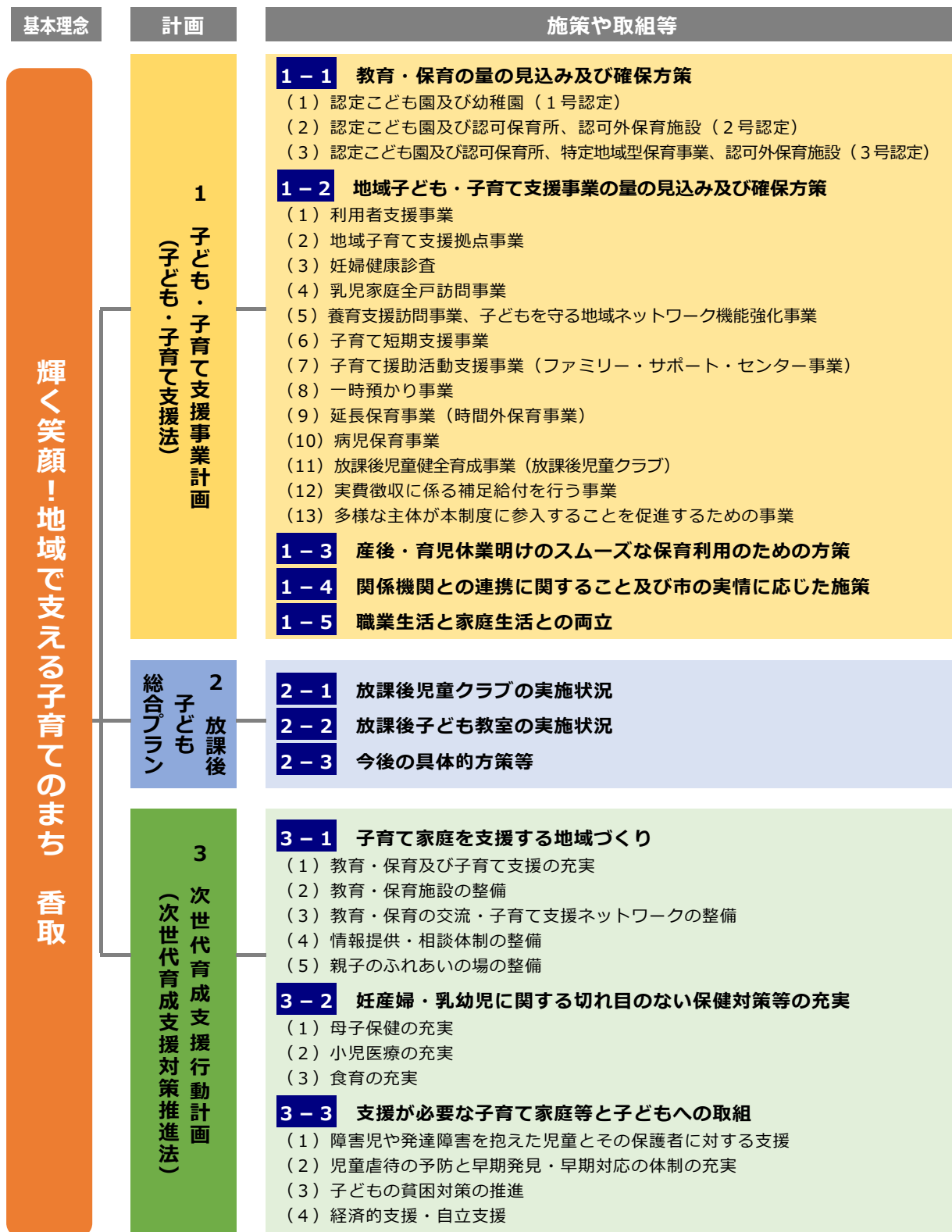
2 施策の基本的視点

- 子ども・子育て支援法に明記されているとおり、「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識とともに、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識のもと、さらなる子ども・子育て環境の向上、発展を目指します。
- 本市の子ども・子育て支援は、児童の権利に関する条約の基本原則である「子どもの最善の利益」が実現される地域社会を目指すものです。
- 子育て家庭を地域ぐるみで支援し、子どもも親も、また、市民までもが輝く笑顔で生活を送ることを目指すものです。

3 計画の体系図

『輝く笑顔！地域で支える子育てのまち 香取』の実現に向けて、すべての子育て家庭のために、多様なニーズに応える教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業を提供します。

また、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を提供するとともに、次世代育成支援対策推進法に基づき、総合的な子ども・子育て支援施策を推進します。



第4章 施策の展開

1 子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）

（1）子ども・子育て支援サービスの概要

子ども・子育て支援法に基づき市町村が作成する「市町村子ども・子育て支援事業計画」には、就学前の教育・保育の事業及び地域子ども・子育て支援事業について、提供区域ごとに量の見込み及び確保方策等を記載することとされています。本章では、これらの事業計画について示します。

行政が保護者等に提供するサービスは、主に「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に大別されています。

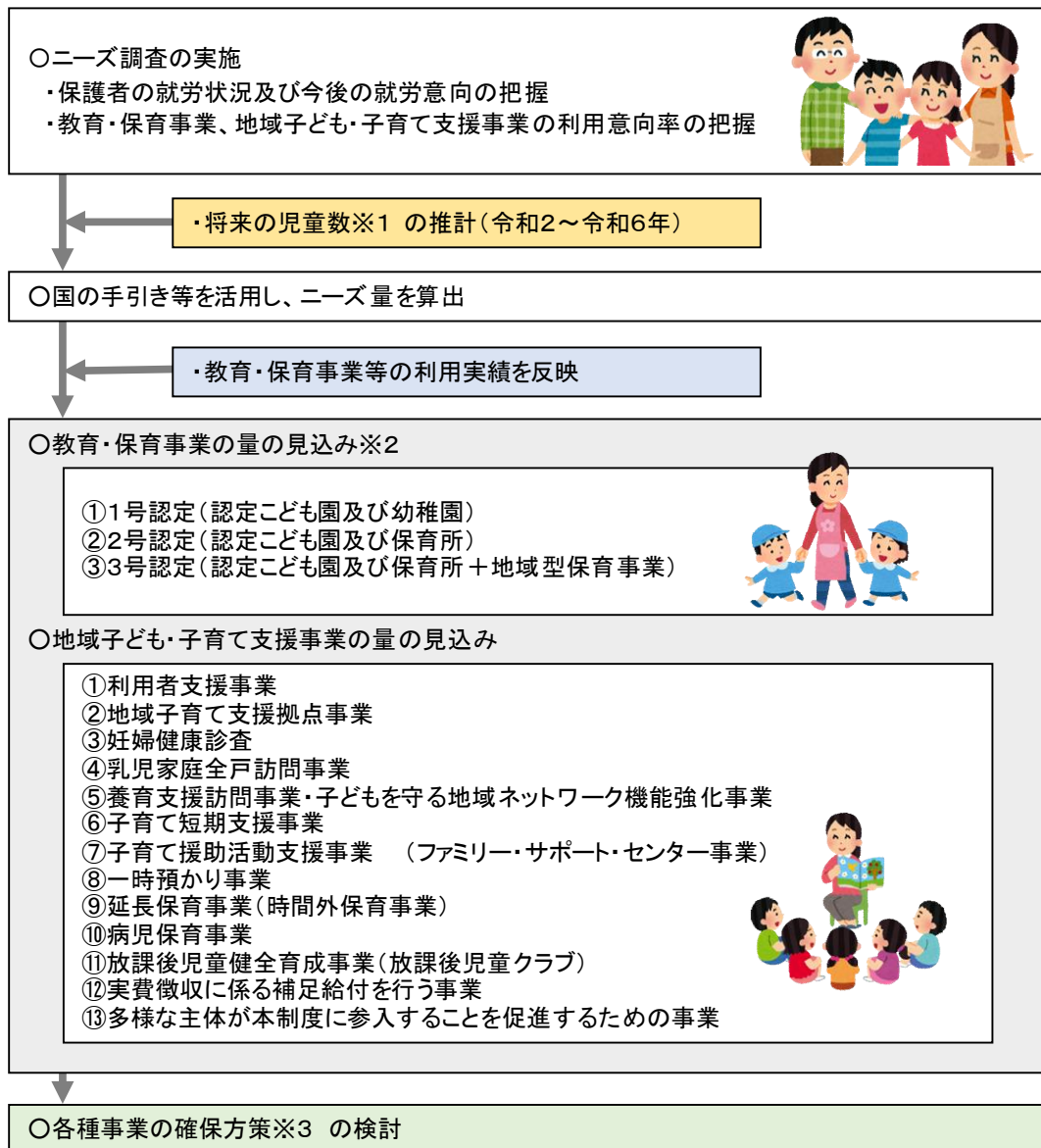
■ 子ども・子育て支援サービスの概要図



(2) 量の見込み及び確保方策について

子ども・子育て支援法では、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、各計画年次における見込み量の算出と、見込み量に応じた確保方策を提示することとされています。なお、量の見込みの推計と確保方策の設定の流れは、以下のとおりです。

■量の見込みと確保方策の設定



※1 将来の児童数：令和2年から令和6年までの本計画の対象となる推計児童数。(次頁参照)

※2 量の見込み：量の見込みとは、平成30年に本市で実施したニーズ調査や本市の実績等を踏まえて設定する各事業の必要事業量の見込みのこと。

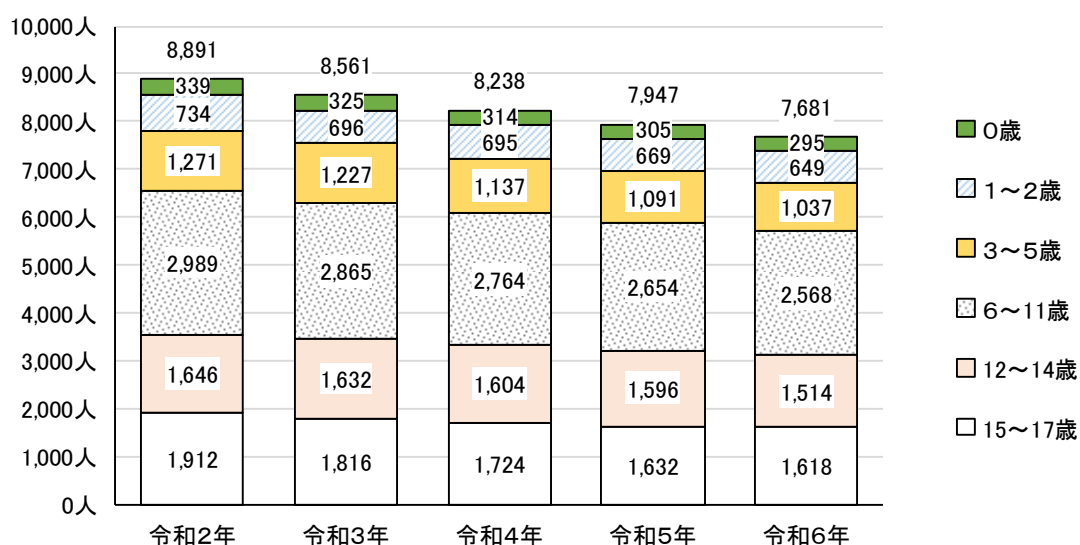
※3 確保方策：確保方策とは、量の見込み(必要事業量)に対して計画する確保の量や内容のこと。

○将来の児童数の推計について

本計画の対象となる将来の児童数の推計については、平成 27 年から平成 31 年までの住民基本台帳人口データ（各年 4 月 1 日現在）を用いてコーホート変化率法※により、計画の最終年度である令和 6 年までの推計を行いました。

0 歳から 17 歳の児童数は、いずれの年齢も減少することが予測され、令和 2 年の 8,891 人から令和 6 年には 7,681 人となり、1,210 人の減少が見込まれます。

■将来の児童数の推計



資料: 住民基本台帳(各年4月1日現在)による推計

※コーホート変化率法: 各コーホート（同じ期間に生まれた集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

○児童人口の推計（量の見込みの対象となる児童数）

【市全体】

（単位：人）

区分	実績	推計				
	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
0 歳	326	339	325	314	313	296
1 ～ 2 歳	794	734	696	695	605	593
3 ～ 5 歳	1,309	1,271	1,227	1,137	1,038	978
6 ～ 8 歳	1,460	1,388	1,346	1,308	1,247	1,194
9～11 歳	1,609	1,601	1,519	1,456	1,396	1,340

※実績は平成31年4月1日現在の住民基本台帳人口の人数

【佐原地区】

(単位：人)

区分	実績	推計				
	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
0 歳	180	187	178	172	169	160
1 ～ 2 歳	426	382	371	369	320	314
3 ～ 5 歳	693	682	644	592	542	511
6 ～ 8 歳	741	708	713	689	650	621
9～11 歳	858	849	778	741	705	677

【小見川地区】

(単位：人)

区分	実績	推計				
	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
0 歳	100	105	101	98	102	96
1 ～ 2 歳	254	234	221	222	187	185
3 ～ 5 歳	393	400	403	380	338	318
6 ～ 8 歳	471	426	409	403	378	363
9～11 歳	491	505	480	468	454	436

【山田地区】

(単位：人)

区分	実績	推計				
	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
0 歳	33	30	29	28	26	25
1 ～ 2 歳	75	79	72	68	66	64
3 ～ 5 歳	156	132	122	112	103	98
6 ～ 8 歳	164	169	152	153	155	148
9～11 歳	191	175	178	166	157	150

【栗源地区】

(単位：人)

区分	実績	推計				
	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
0 歳	13	17	17	16	16	15
1 ～ 2 歳	39	39	32	36	32	30
3 ～ 5 歳	67	57	58	53	55	51
6 ～ 8 歳	84	85	72	63	64	62
9～11 歳	69	72	83	81	80	77

※実績は平成31年4月1日現在の住民基本台帳人口の人数

(3) 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項に基づき、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定する区域です。

本市の教育・保育提供区域の設定にあたっては、市の変遷や地理的条件、教育・保育施設の整備状況等を踏まえて、幼児期の教育・保育（子どものための教育・保育給付）のうち、2号認定及び3号認定並びに地域子ども・子育て支援事業の放課後児童健全育成事業については、「佐原地区」、「小見川地区」、「山田地区」、「栗源地区」の4区域を設定します。

その他の事業については、市全体を1つの区域として設定し、各事業の量の見込みと確保方策等を定めます。

■本市の教育・保育提供区域

事業及び対象年齢等			教育・保育提供区域
子どものための教育・保育給付	1号認定	3～5歳	市全体を1つの区域
	2号認定	3～5歳	「佐原地区」、「小見川地区」、「山田地区」、「栗源地区」の4区域
	3号認定	0歳、1・2歳	
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	子ども、保護者、妊婦	市全体を1つの区域
	地域子育て支援拠点事業	0～5歳 保護者	
	妊婦健康診査	妊婦	
	乳児家庭全戸訪問事業	出生時など	
	養育支援訪問事業	子ども、保護者、妊婦	
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		
	子育て短期支援事業	子ども	
	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	0～5歳、 小学1～3年生	
	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした預かり保育 ・その他の一時預かり	3～5歳 0～5歳	
	延長保育事業（時間外保育事業）	0～5歳	
	病児保育事業	0～5歳、 小学1～3年生	
	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	小学1～6年生	「佐原地区」、「小見川地区」、「山田地区」、「栗源地区」の4区域

1-1 教育・保育の量の見込み及び確保方策

教育・保育施設及び事業の利用にあたっては、教育・保育を受けるための支給認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

また、認定については、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、3つの区分があり、その事由や保護者の就労時間、その他優先すべき事情などを勘案して行います。

年齢で区分した認定区分、利用できる主な施設及び事業などは、以下のとおりです。

■利用できる主な施設及び事業

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる主な施設及び事業
満3歳以上	なし	1号認定 (教育標準時間認定) ※1日4時間程度	幼稚園 認定こども園
	あり	2号認定 (保育標準時間認定) ※最大11時間の利用	保育所(園) 認定こども園
		2号認定 (保育短時間認定) ※最大8時間の利用	
満3歳未満	あり	3号認定 (保育標準時間認定)	保育所(園) 認定こども園 地域型保育事業
		3号認定 (保育短時間認定)	

国から示された基本指針等に沿って、幼児期の教育・保育（子どものための教育・保育給付）について「量の見込み」と「確保方策（提供体制の確保の内容）」を設定します。

なお、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、令和元年10月1日から始まった幼児教育・保育の無償化を踏まえて、量の見込みと確保方策を設定します。

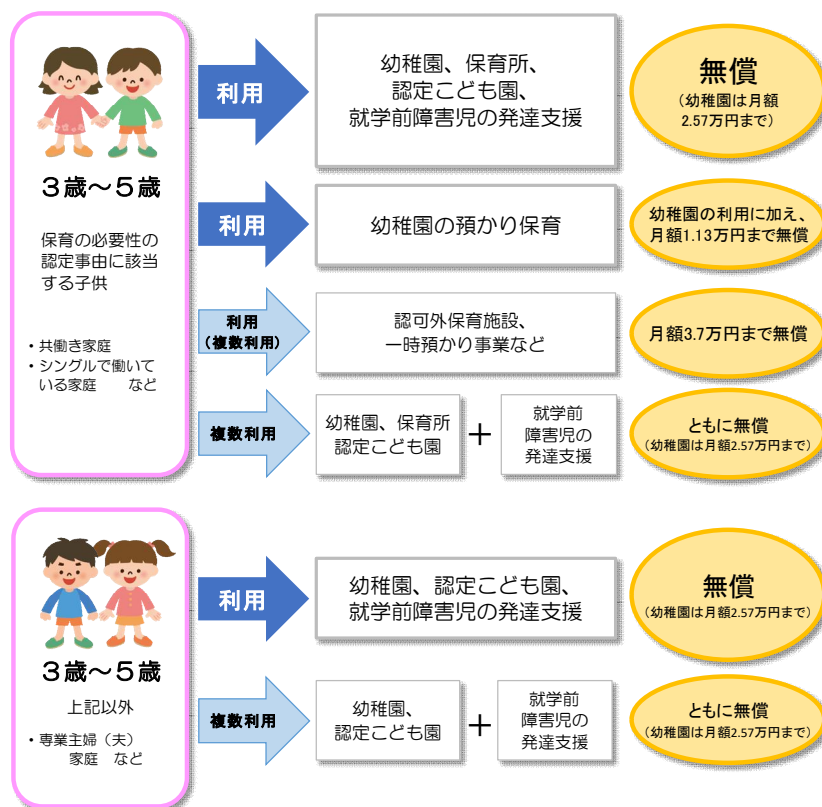
■教育・保育施設の量の見込み及び確保方策の見方

	計画年度	
	令和2年度	令和3年度
量の見込み： 将来推計人口や事業の利用率などから算出される当該年度のニーズ量（需要量）を表示	183	176
確保方策： 現在の施設状況や今後の整備状況を勘案した事業種類毎の提供可能な量（供給量）を表示	323	343
	特定教育・保育施設	193
	私学助成を受ける幼稚園	150
確保方策から量の見込みを引いて算出される事業の需要と供給の差（マイナスは不足量を示します）	140	167

○幼児教育・保育の無償化について

対象	無償化の内容
幼稚園、保育所、認定こども園等	○幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までのすべての子どもの利用料が無償化されます。 ○0歳から2歳までの子どもについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。 ○幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象となります。
幼稚園の預かり保育	○新たに保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。
認可外保育施設等	○3歳から5歳までの子どもは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもは月額4.2万円までの利用料が無償化されます。 ○認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業も無償化の対象となります。
就学前の障害児の発達支援	○就学前の障害児の発達支援を利用する3歳から5歳までの子どもの利用料が無償化されます。 ○幼稚園、保育所、認定こども園も利用する場合は、ともに無償化の対象となります。

■幼児教育・保育の無償化のイメージ



○子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保について

令和元年10月より開始した子育てのための施設等利用給付の実施にあたり、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性を勘案しつつ、給付方法について検討します。また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、県と連携し実施していきます。

(1) 認定こども園及び幼稚園（1号認定）

【事業概要】

満3歳以上の就学前児童の教育を行うもので、認定こども園は保育所と幼稚園の枠組みを超えて、保育・幼児教育を一体的に提供します。なお、幼稚園は「特定教育・保育施設（幼稚園・こども園）」、「私学助成を受ける幼稚園）」の2種類となります。

【現状】

本市では、認定こども園4か所、公立幼稚園2か所において実施しています。

また、私立幼稚園2か所において、私学助成により幼児教育を実施しています。

(単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
利用実績	235	205	190	190	189
確保方策	350	350	400	360	365
特定教育・ 保育施設	180	180	230	210	215
私学助成を 受ける幼稚園	170	170	170	150	150
過不足	115	145	210	170	176

【量の見込みと確保方策】

1号認定については、市内の幼稚園等により必要な事業量は確保できる見込みです。

幼児教育の希望が強い2号認定については、特例施設型給付により標準時間の教育を提供することとし、そのために必要な事業量は市内の幼稚園等により確保できる見込みです。さらに、就労する保護者の保育の必要性に着実に応えるべく、幼稚園在園児の定期的な一時預かり事業の提供体制の確保を図ります。

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (必要利用 定員総数)	183	176	162	163	154
確保方策	323	343	343	270	270
特定教育・ 保育施設	173	193	193	120	120
私学助成を 受ける幼稚園	150	150	150	150	150
過不足	140	167	181	107	116

(2) 認定こども園及び認可保育所、認可外保育施設（2号認定）

【事業概要】

保護者の就労などにより家庭で保育できない満3歳以上の子どもの保育を行うものです。なお、「特定教育・保育施設（保育所（園）・認定こども園）」、「認可外保育施設（新制度に移行せず、現行制度で運営）」の2事業があります。

【現状】

本市では、認可保育所16か所、認定こども園4か所において、家庭で保育のできない子どもの保育を実施しています。

（単位：人）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
利用実績	1,154	1,163	1,128	1,109	1,057
確保方策	1,182	1,171	1,181	1,191	1,174
特定教育・ 保育施設	1,182	1,171	1,181	1,191	1,174
認可外 保育施設	0	0	0	0	0
過不足	28	8	53	82	117

【量の見込みと確保方策】

市内保育所（園）の利用定員（県から認可を受けた定員の範囲内で、直近の在園児数を踏まえた定員）を設定しました。

既存の公立幼稚園・保育所の統合及び新規施設の整備により、量の見込みの確保を図ります。

（単位：人）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (必要利用 定員総数)	1,045	1,011	954	872	822
確保方策	1,121	1,107	1,092	985	985
特定教育・ 保育施設	1,121	1,107	1,092	985	985
認可外 保育施設	0	0	0	0	0
過不足	76	96	138	113	163

○区域別の見込み

【佐原地区】

(単位：人)

区分	見込み	推計				
	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	541	525	509	489	447	421
確保方策	573	539	537	534	475	475
特定教育・ 保育施設	573	539	537	534	475	475
認可外 保育施設	0	0	0	0	0	0
過不足	32	14	28	45	28	54

【小見川地区】

(単位：人)

区分	見込み	推計				
	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	319	322	311	288	263	248
確保方策	360	341	329	317	304	304
特定教育・ 保育施設	360	341	329	317	304	304
認可外 保育施設	0	0	0	0	0	0
過不足	41	19	18	29	41	56

【山田地区】

(単位：人)

区分	見込み	推計				
	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	132	133	129	119	109	103
確保方策	161	161	161	161	126	126
特定教育・ 保育施設	161	161	161	161	126	126
認可外 保育施設	0	0	0	0	0	0
過不足	29	28	32	42	17	23

【栗源地区】

(単位：人)

区分	見込み	推計				
	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	65	65	62	58	53	50
確保方策	80	80	80	80	80	80
特定教育・ 保育施設	80	80	80	80	80	80
認可外 保育施設	0	0	0	0	0	0
過不足	15	15	18	22	27	30

(3) 認定こども園及び認可保育所、特定地域型保育事業、認可外保育施設（3号認定）

【事業概要】

保護者の就労などにより家庭で保育できない満3歳未満の子どもの保育を行うものです。なお、「特定地域型保育事業」は、0～2歳児までを対象とした「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「居宅訪問型保育事業」、「事業所内保育事業」の4事業があります。

【現状】

本市では、認可保育所16か所、認定こども園4か所、小規模保育所1か所において、家庭で保育のできない子どもの保育を実施しています。

(単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
利用実績	492	516	531	546	549
確保方策	494	518	557	579	585
特定教育・ 保育施設	494	518	557	560	566
特定地域型 保育事業	0	0	0	19	19
認可外 保育施設	0	0	0	0	0
過不足	2	2	26	33	36

【量の見込みと確保方策】

市内保育所（園）の利用定員（県から認可を受けた定員の範囲内で、直近の在園児数を踏まえた定員）を設定しました。

既存の公立幼稚園・保育所の統合及び新規施設の整備により、量の見込みの確保を図ります。

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (必要利用 定員総数)	543	543	568	526	537
確保方策	590	590	598	574	574
特定教育・ 保育施設	571	571	579	555	555
特定地域型 保育事業	19	19	19	19	19
認可外 保育施設	0	0	0	0	0
過不足	47	47	30	48	37

○区域別の見込み（0歳）

【佐原地区】

（単位：人）

区分	見込み	推計				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	25	29	30	32	35	35
確保方策	44	44	44	44	44	44
特定教育・ 保育施設	39	39	39	39	39	39
特定地域型 保育事業	5	5	5	5	5	5
認可外 保育施設	0	0	0	0	0	0
過不足	19	15	14	12	9	9

【小見川地区】

（単位：人）

区分	見込み	推計				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	19	22	23	23	25	27
確保方策	32	32	32	32	29	29
特定教育・ 保育施設	32	32	32	32	29	29
特定地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0
認可外 保育施設	0	0	0	0	0	0
過不足	13	10	9	9	4	2

【山田地区】

（単位：人）

区分	見込み	推計				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	6	7	8	9	9	9
確保方策	13	13	13	13	12	12
特定教育・ 保育施設	13	13	13	13	12	12
特定地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0
認可外 保育施設	0	0	0	0	0	0
過不足	7	6	5	4	3	3

【栗源地区】

（単位：人）

区分	見込み	推計				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3	3	3	3	3	3
確保方策	3	3	3	3	3	3
特定教育・ 保育施設	3	3	3	3	3	3
特定地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0
認可外 保育施設	0	0	0	0	0	0
過不足	0	0	0	0	0	0

○区域別の見込み（１、２歳）

【佐原地区】

（単位：人）

区分	見込み	推計				
	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	248	241	240	251	227	232
確保方策	250	250	250	251	249	249
特定教育・ 保育施設	236	236	236	237	235	235
特定地域型 保育事業	14	14	14	14	14	14
認可外 保育施設	0	0	0	0	0	0
過不足	2	9	10	0	22	17

【小見川地区】

（単位：人）

区分	見込み	推計				
	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	170	166	165	173	156	159
確保方策	161	166	166	173	160	160
特定教育・ 保育施設	161	166	166	173	160	160
特定地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0
認可外 保育施設	0	0	0	0	0	0
過不足	-9	0	1	0	4	1

【山田地区】

（単位：人）

区分	見込み	推計				
	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	53	52	51	54	49	49
確保方策	56	56	56	56	51	51
特定教育・ 保育施設	56	56	56	56	51	51
特定地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0
認可外 保育施設	0	0	0	0	0	0
過不足	3	4	5	2	2	2

【栗源地区】

（単位：人）

区分	見込み	推計				
	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	25	23	23	23	22	23
確保方策	26	26	26	26	26	26
特定教育・ 保育施設	26	26	26	26	26	26
特定地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0
認可外 保育施設	0	0	0	0	0	0
過不足	1	3	3	3	4	3

1-2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

国から示された基本指針等に従って、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めます。また、設定した量の見込みに対応するよう、事業ごとに確保方策及び実施時期を設定します。

■地域子ども・子育て支援事業

事業		事業内容	対象年齢等
①	利用者支援事業	子どもとその保護者及び妊婦に対し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう情報提供を行うとともに、必要に応じ相談・助言等を行うほか、関係機関との連絡調整等を実施する事業	子ども、保護者、妊婦
②	地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育所（園）等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流を行う場所を開設し、育児相談、情報提供、援助を行う事業	0～5歳保護者
③	妊婦健康診査	妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦に対する健康診査を実施する事業	妊婦
④	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に助産師・保健師・看護師等が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業	出生時など
⑤	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児等の養育能力を向上させるための支援（相談、育児支援など）を行う事業	子ども、保護者、妊婦
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の調整機関が、地域ネットワークを構成する関係機関及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図る事業	
⑥	子育て短期支援事業	保護者が疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業	子ども
⑦	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	児童の預かり等の援助を希望する方（依頼会員）と、援助を行うことを希望する方（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業	0～5歳、小学1～3年生
⑧	一時預かり事業	幼稚園における在園児を対象とした預かり保育事業	3～5歳
		保育所（園）その他の場所での一時預かり事業	0～5歳
⑨	延長保育事業（時間外保育事業）	保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加などに対応するため、通常保育の時間を超えて保育需要への対応を図る事業	0～5歳
⑩	病児保育事業	児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育所（園）等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業及び保育中に体調不良となった児童を保育所（園）の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業	0～5歳、小学1～3年生

■地域子ども・子育て支援事業

事業		事業内容	対象年齢等
⑪	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	仕事等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後などに適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	小学１～６年生
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき教材費や行事費、又は新制度未移行幼稚園の副食費分について費用を助成する事業	保護者
⑬	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業	事業者

計画期間における「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み及び確保方策は、以下のとおりです。

（１）利用者支援事業

子どもとその保護者及び妊婦に対し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう情報提供を行うとともに、必要に応じ相談・助言等を行うほか、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【現状】

主に行政窓口で行われる基本型・特定型の「子育て支援課」と保健師等が妊娠期から支援する母子保健型の「子育て世代包括支援センター」の２か所で実施しています。

（単位：か所）

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	0	0	0	0	1

【量の見込みと確保方策】

引き続き、「子育て支援課」と「子育て世代包括支援センター」の２か所で、必要な事業量の確保を図ります。

（単位：か所）

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所（園）等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流を行う場所を開設し、育児相談、情報提供、援助を行う事業です。

【現状】

市内8か所の保育所、認定こども園等において、専門職員による子育て家庭に対する相談指導、子育てサークルの育成支援、地域の保育資源等の情報提供などを行っています。

(単位：人/年、か所)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
利用実績(延べ)	11,846	19,168	20,253	15,783	15,972
実施か所数	4	6	7	8	8

【量の見込みと確保方策】

量の見込みについては、利用実績を基に見込みました。地域の子育て家庭に対する育児相談や指導、遊びの場の提供を行う地域子育て支援センターの受け入れ体制によって、必要な事業量の確保を図ります。

(単位：人/年、か所)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み(延べ)	15,550	14,913	14,237	13,699	13,142
実施か所数	8	8	8	8	8

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦に対する健康診査を実施する事業です。

【現状】

定期的な妊婦健康診査の受診が母子の安心・安全な出産につながるため、母子健康手帳発行時に定期的に健診を受けるよう促しています。あわせて、妊婦健康診査受診票 14 回分を交付しています。

(単位：人、回/年)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
利用実績 ※()は延べ 利用回数	436 (5,234 回)	416 (4,652 回)	392 (4,787 回)	332 (3,996 回)	360 (5,040 回)
確保方策					
実施場所	医療機関等	医療機関等	医療機関等	医療機関等	医療機関等
実施体制	委託	委託	委託	委託	委託
検査項目	県内統一検査項目	県内統一検査項目	県内統一検査項目	県内統一検査項目	県内統一検査項目
実施時期	随時	随時	随時	随時	随時

【量の見込みと確保方策】

量の見込みについては、0 歳児の将来推計結果を基に事業量を見込んでいます。定期的な妊婦健康診査の受診が母子の安心・安全な出産につながるため、母子健康手帳発行時に定期的に健診を受けるよう促していきます。今後も、医師会等との連携のもと、県内の医療機関・助産所における受診機会の提供を図るとともに、県外の医療機関等における受診も可能とし、妊婦の利便性の向上と受診機会の拡大を図ります。

(単位：人、回/年)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用実績 ※()は延べ 利用回数	339 (4,746 回)	325 (4,550 回)	314 (4,396 回)	305 (4,270 回)	295 (4,130 回)
確保方策					
実施場所	医療機関等	医療機関等	医療機関等	医療機関等	医療機関等
実施体制	委託	委託	委託	委託	委託
検査項目	県内統一検査項目	県内統一検査項目	県内統一検査項目	県内統一検査項目	県内統一検査項目
実施時期	随時	随時	随時	随時	随時

（４）乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児のいるすべての家庭に、助産師・保健師・看護師等が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業です。

【現状】

市内の乳児（生後４か月まで）のいるすべての家庭に対し、保健師、助産師等が自宅を訪問し、親子の心身の状況と養育環境の把握、子育てに関する情報提供、養育についての相談対応、助言やその他必要な支援を行っています。

（単位：人）

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
利用実績	241	192	244	256	240
確保方策					
実施体制	89	89	85	11	11
実施機関	市	市	市	市	市

※実施体制は、訪問に係る助産師・保健師・看護師の人数（平成 29 年度までは母子保健推進員も訪問していたため、実施体制の人数に含む）

【量の見込みと確保方策】

量の見込みについては、利用実績を基に見込みました。訪問では、子育てに関する情報提供を行うとともに、乳児及び保護者の心身の状況や養育環境の把握を行い、訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげます。

（単位：人）

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	240	240	240	240	240
確保方策					
実施体制	11	11	11	11	11
実施機関	市	市	市	市	市

（５）－１ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児等の養育能力を向上させるための支援（相談、育児支援など）を行う事業です。

【現状】

養育のための支援が必要と認められる子ども、保護者及び妊婦に対し、市の関係課の保健師、家庭相談員が自宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っています。

（単位：人）

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
利用実績	39	41	43	34	50
確保方策					
実施体制	3	3	3	3	4
実施機関	市	市	市	市	市

※実施体制は、訪問に係る保健師・家庭相談員の人数

【量の見込みと確保方策】

量の見込みについては、利用実績を基に見込みました。引き続き、乳児家庭全戸訪問事業の結果などから対象者の把握に努め支援していきます。

（単位：人）

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	50	50	50	50	50
確保方策					
実施体制	5	5	5	5	5
実施機関	市	市	市	市	市

（５）－２ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の調整機関が、地域ネットワークを構成する関係機関及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図ります。

【現状】

本市における要保護児童対策地域協議会では、実務者会議を開催しています。そのほか、必要に応じて個別支援会議を行い、要保護児童等に対する支援を実施しています。

（単位：回）

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
実績	22	42	25	33	86
実務者会議	6	6	6	6	6
個別支援会議	16	36	19	27	80

【量の見込みと確保方策】

今後も現在の取り組みを継続しつつ、国の動向を踏まえながら必要に応じて新たな事業の展開を検討します。

（単位：回）

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	96	106	106	106	106
実務者会議	6	6	6	6	6
個別支援会議	90	100	100	100	100

(6) 子育て短期支援事業

保護者が疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【現状】

本市には、児童養護施設等が設置されていないため、保護が必要となる事案が発生した場合は、児童相談所等と連携し、対応しています。

(単位：人/年)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
利用実績(延べ)	0	0	0	0	36
確保方策(延べ)	0	0	0	0	36

【量の見込みと確保方策】

引き続き、保護が必要となる事案が発生した場合は、児童相談所等と連携を図りながら対応するとともに、幅広く事業の周知を図り、子育て家庭の負担軽減に努めます。

(単位：人/年)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み(延べ)	40	40	40	40	40
確保方策(延べ)	40	40	40	40	40

（７）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の預かり等の援助を希望する方（依頼会員）と、援助を行うことを希望する方（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

【現状】

本市では、乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互に助け合う活動に関する連絡・調整を実施しています。

（単位：人/年）

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
利用実績(延べ)	37	16	47	49	48
確保方策(延べ)	750	750	750	750	750

【量の見込みと確保方策】

量の見込みについては、利用実績を基に見込みました。引き続き、依頼会員の掘り起しのため本制度の周知を図るとともに、提供会員の拡大と安定的な確保に努めます。

（単位：人/年）

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み(延べ)	48	50	54	57	59
確保方策(延べ)	750	750	750	750	750

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を行うことが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園及び保育所（園）その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

確保方策については、量の見込みに対して幼稚園や保育所（園）等の既存の受け入れ体制で対応可能と想定しています。

① 幼稚園における在園児を対象とした預かり保育

【現状】

本市では、幼稚園4か所及び認定こども園4か所において、預かり保育を実施しています。

(単位：人/年)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
利用実績(延べ)	6,888	6,438	3,107	2,586	4,100
確保方策(延べ)	13,350	13,350	13,350	16,850	16,850

【量の見込みと確保方策】

本市の幼稚園4か所及び認定こども園4か所において預かり保育を実施することにより、必要な事業量の確保を図ります。

(単位：人/年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(延べ)	5,741	5,542	5,136	4,928	4,684
確保方策(延べ)	16,000	16,850	16,850	16,850	16,850

②保育所（園）その他の場所での一時預かり（トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センターの未就学児の利用を含む）

【現状】

本市では、保育所（園）8か所及び認定こども園1か所において、一時預かり事業を実施しています。

また、育児の援助を行いたい者及び育児の援助を受けたい者に対してファミリー・サポート・センター事業を実施しています。なお、トワイライトステイ事業の利用実績はありません。

（単位：人/年）

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
利用実績(延べ)	2,353	1,594	1,791	1,873	1,873
確保方策(延べ)	4,550	4,464	4,402	2,573	2,609
一時預かり	3,800	3,714	3,652	1,823	1,823
ファミリー・サポート・センター	750	750	750	750	750
子育て短期支援事業	0	0	0	0	36

【量の見込みと確保方策】

量の見込みについては、利用実績を基に見込みました。市内の保育所（園）における一時預かり事業を中心的な方策として必要な事業量の確保を図るほか、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）による提供体制も確保します。

（単位：人/年）

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み(延べ)	2,208	2,117	2,021	1,945	1,866
確保方策(延べ)	3,090	3,090	3,090	3,090	3,090
一時預かり	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300
ファミリー・サポート・センター	750	750	750	750	750
子育て短期支援事業	40	40	40	40	40

(9) 延長保育事業（時間外保育事業）

保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加などに対応するため、通常保育の時間を超えて保育需要への対応を図る事業です。

【現状】

本市では、保育所（園）16 か所、認定こども園4 か所及び小規模保育所1 か所において、保育必要量（保育短時間・保育標準時間）の認定の範囲を超えた保育を必要とする場合に、各施設が定める保育時間の範囲内で時間外保育事業を実施しています。

（単位：人）

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
利用実績	586	591	460	512	507
確保方策	586	591	460	512	507

【量の見込みと確保方策】

量の見込みについては、利用実績を基に見込みました。保護者からの要望に対して安心して子育てができる環境を整備するために、必要な事業量の確保を図ります。

（単位：人）

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	505	484	462	445	427
確保方策	505	484	462	445	427

(10) 病児保育事業

児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育所（園）等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業及び保育中に体調不良となった児童を保育所（園）の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。

【現状】

令和元年 11 月から市内に所在する社会福祉法人が佐原地区に病後児保育施設を設置し、病気の回復期にある子どもを対象に病後児保育事業を実施しています。また、軽度な病気になった児童に対して、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）で預かりを実施しています。

(単位：人/年)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
利用実績(延べ)	4	0	1	0	60
確保方策(延べ)	750	750	750	750	810
病児保育事業	—	—	—	—	60
ファミリー・サポート・センター※	750	750	750	750	750

※病児・緊急対応強化事業

【量の見込みと確保方策】

量の見込みに対して病後児保育又は子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センターの病児預かり）で受け入れ可能な人数を設定します。

また、公立保育所への保健師の配置や保育所（園）等への随時派遣を実施します。

(単位：人/年)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み(延べ)	300	300	300	300	300
確保方策(延べ)	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
病児保育事業	300	300	300	300	300
ファミリー・サポート・センター	750	750	750	750	750

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

仕事等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後などに適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【現状】

本市では、放課後児童クラブ 19 か所において、放課後及び学校の長期休業期間中などに適切な遊びや生活の場を提供して児童の健全な育成支援を実施しています。

また、障害のある児童への対応については、市の関係課と連携を図りながら、適切な配慮に努めています。

(単位：人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
利用実績	434	466	520	544	702
1～3年生	387	406	450	456	557
4～6年生	47	60	70	88	145
確保方策	450	450	450	627	692
1～3年生	323	322	322	500	565
4～6年生	127	128	128	127	127

【量の見込みと確保方策】

量の見込みについては、利用実績を基に見込みました。既存の施設・設備の受け入れ可能な人数等を踏まえて設定します。

また、障害のある児童への対応については、市の関係課と連携を図りながら、適切な配慮に努めます。

(単位：人)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	711	722	734	773	773
1～3年生	548	549	551	566	566
4～6年生	163	173	183	207	207
確保方策	772	772	772	873	873
1～3年生	572	572	572	641	641
4～6年生	200	200	200	232	232

○区域別の見込み

【佐原地区】

(単位：人)

区分	見込み	推計				
	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	347	354	362	368	392	392
1～３年生	254	250	251	251	270	270
４～６年生	93	104	111	117	122	122
確保方策	324	404	404	404	457	457
1～３年生	254	265	265	264	300	300
４～６年生	70	139	139	140	157	157

【小見川地区】

(単位：人)

区分	見込み	推計				
	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	231	233	235	239	257	257
1～３年生	194	191	191	192	199	199
４～６年生	37	42	44	47	58	58
確保方策	253	253	253	253	290	290
1～３年生	204	201	201	201	230	230
４～６年生	49	52	52	52	60	60

【山田地区】

(単位：人)

区分	見込み	推計				
	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	78	78	78	79	79	79
1～３年生	72	71	71	71	62	62
４～６年生	6	7	7	8	17	17
確保方策	70	70	70	70	81	81
1～３年生	70	70	70	70	73	73
４～６年生	0	0	0	0	8	8

【栗源地区】

(単位：人)

区分	見込み	推計				
	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	46	46	47	48	45	45
1～３年生	37	36	36	37	35	35
４～６年生	9	10	11	11	10	10
確保方策	45	45	45	45	45	45
1～３年生	37	36	36	37	35	35
４～６年生	8	9	9	8	10	10

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき教材費や行事費、又は新制度未移行幼稚園の副食費分について費用を助成する事業です。

事業量は見込んでいませんが、計画期間中、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

事業量は見込んでいませんが、計画期間中、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

1－3 産後・育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策

本市は、保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、特定地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設、特定地域型保育事業を整備します。

1－4 関係機関との連携に関すること及び市の実情に応じた施策

本市は、児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、市の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

1－5 職業生活と家庭生活との両立

本市は、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、県、地域の企業、労働者団体、労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取り組みを進めます。

2 放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、国は「新 放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備の方向性を示しています。

2-1 放課後児童クラブの実施状況

仕事等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後及び学校の長期休業期間中などに適切な遊びや生活の場を提供して、児童の健全な育成を図っています。本市では、放課後児童クラブ 19 か所において、児童の健全な育成支援を実施しています。

2-2 放課後子ども教室の実施状況

放課後子ども教室では、地域の多様な方々の参画を得て、放課後や週末の活動を中心に小学校の余裕教室等を活用して、子どもとともに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施しています。

本市では、放課後子ども教室を津宮小学校及び山田公民館の2か所で実施しています。

2-3 今後の具体的方策等

本市においても、前述の放課後児童クラブの量の見込み（必要事業量）に対する確保方策を推進するほか、放課後子ども教室についても、令和6年度までに既存の教室を基礎として、保護者の就労の有無に関わらない、児童の安心・安全な居場所づくりに努めます。

今後、放課後子ども総合プランの推進にあたっては、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施の足掛かりとして、ボランティア確保のために市民活動団体等への事業周知や、放課後児童クラブへの生涯学習の情報提供等を行っていくほか、施設（学習の場）の確保については、小学校の理解・協力を得ながら余裕教室の活用等も検討しつつ、地域の実情を考慮しながら、市の教育部門と福祉部門が連携して取り組んでいきます。

また、障害のある児童や特別な配慮を必要とする児童の受け入れについては、専門機関等と連携を図りながら、児童の育成支援及び療育を進め、児童や保護者が安心して過ごせるよう配慮します。

3 次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法）

3-1 子育て家庭を支援する地域づくり

すべての家庭が安心して子育てができるよう、社会全体で子育て家庭を支えることによって、子育て家庭が抱える様々な負担感の軽減を図ります。

（１）教育・保育及び子育て支援の充実

近年、働く女性は増加傾向にあり、就労形態も多様化しています。また、離婚率の上昇などからひとり親家庭は増加傾向にあります。子育て家庭においても、就労意欲は大変高く、安心して仕事と子育ての両立ができるよう多様なニーズに対応する必要があります。

保護者の高い就労意欲を踏まえ、広く市民が利用しやすい保育サービスを提供できる環境を整え、より一層の保育サービスの充実を図ることが必要になります。

【関連事業】

※実施状況は平成 30 年度実績を掲載

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
通常保育事業 【子育て支援課】	〈事業内容〉 家庭で保護者等が労働等により十分に保育することができない就学前の児童に対し、児童の健全な育成を図ることを目的に保育を実施します。 〈実施状況〉 在籍児童数 1,682 人(公立 10 か所、指定管理 2 か所、私立 9 か所) 〈今後の方向性〉 保育を必要とする子どもが保育士と信頼関係を築きながら安心して活動できるよう、子ども一人ひとりの人格を尊重しながら、安全で質の高い保育の提供に今後も取り組みます。
延長保育事業 (時間外保育事業) 【子育て支援課】	〈事業内容〉 保護者の就労形態の変化に伴い保育時間に対する要望が多様化しており、保護者がやむを得ない理由により保育時間外に児童を預けることが必要となった場合に、通常の保育時間を延長して保育を実施します。 〈実施状況〉 実施施設 21 か所（公立 10 か所、指定管理 2 か所、私立 9 か所） 〈今後の方向性〉 今後も、より多くの需要に対応することで、仕事と家庭を両立しながら安心して子育てができる環境を整備します。

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
幼稚園事業 (幼稚園における 預かり保育) 【学校教育課】 【子育て支援課】	〈事業内容〉 在籍している園児を対象に、通常保育時間終了後の預かり保育を実施します。 〈実施状況〉 教育時間終了後も各園で定めた時間内で預かり保育を実施。 実施施設 7 か所（公立 3 か所、私立 4 か所） 〈今後の方向性〉 今後も、希望する園児全員が預かり保育を受けられるように努めます。
一時預かり事業 【子育て支援課】	〈事業内容〉 保護者の通院、社会的事由などでの一時的な保育ニーズに対応するための保育を実施します。 〈実施状況〉 実施施設 9 か所（公立 9 か所） 〈今後の方向性〉 保護者の育児負担の軽減や急用等に対応するための実施か所の増設を検討します。
放課後児童健全 育成事業 (放課後児童クラブ) 【子育て支援課】	〈事業内容〉 仕事等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後などに適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を目的に事業を実施します。 〈実施状況〉 待機児童解消のため小見川中央第 4 児童クラブの開設準備。 また、児童クラブ未実施地域の整備ができるよう検討。 実施施設 17 か所（公立 15 か所、民間 2 か所） 〈今後の方向性〉 待機児童解消のため佐原第 5 児童クラブを開設し、また、新たに需要増加が見込まれるため、わらびが丘児童クラブの開設を進めます。今後も、緊急性の高い学区から順次施設の整備を検討するほか、民間への運営移譲も検討します。
放課後子ども教室事業 【生涯学習課】	〈事業内容〉 放課後や週末等に子どもたちの適切な遊び場や生活の場を確保するため、地域の住民の参画を得ながら遊びやスポーツ、文化活動、地域住民との交流を図ります。 〈実施状況〉 佐原地区（津宮小学校）で、平日の放課後の居場所づくりを提供。 山田地区（山田公民館）で、平日の放課後によさこい鳴子踊り体験教室を開催。計 2 教室 〈今後の方向性〉 放課後児童クラブとの連携あるいは一体化への足掛かりとして、事業の周知やボランティアの確保に努め、地域の実情に合わせた教室の開催を検討します。

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
乳幼児家庭教育学級 「らっこクラブ」 【生涯学習課】	〈事業内容〉 子育てをしている保護者に対して、乳幼児期の心身の健康、生活習慣、保健環境などの面から望ましい子育てを考える学級を開催。家庭と地域とのつながりを深められる場を提供します。 〈実施状況〉 保護者同士の交流、親子体操、料理教室、こども園見学、自然体験など年間10回開催。 〈今後の方向性〉 役立つ学習内容や参加しやすい環境づくりに配慮しながら、子育てや家庭教育を支援します。
地域子育て支援 拠点事業 【子育て支援課】	〈事業内容〉 子育てについての相談・情報の提供や子育て中の親子又は地域の交流の場として、子育て支援の拠点づくりを推進します。 〈実施状況〉 実施施設8か所（公立3か所、指定管理1か所、私立4か所） 〈今後の方向性〉 市内の保育所、認定こども園等に、地域の子育て家庭に対する育児相談や指導、遊びの場の提供を行う地域子育て支援センターの増設を検討します。
障害児保育事業 【子育て支援課】 【社会福祉課】	〈事業内容〉 保育所（園）、こども園に通園する障害児の健全な成長を促進するため、保育所等訪問支援の活用を図りながら、保育士が障害児に対する理解を深め、障害児保育を実施します。 〈実施状況〉 職員を対象に障害児に関する研修会を実施し相互理解を深めるほか、保育士が気になる子については、専門員の相談を受けながら保育を実施。 〈今後の方向性〉 障害のある児童が地域の中で健やかに育つために、関係機関と連携し、一人ひとりの障害の状況に応じた適切な保育を行います。
障害のある児童 の放課後対策の充実 【社会福祉課】 【子育て支援課】	〈事業内容〉 放課後等デイサービスなどにおいて、障害のある児童の放課後対策や、夏休みなどの長期休暇時における居場所づくりを推進します。 〈実施状況〉 利用事業所18か所（市内3か所） 年間利用者数81人（延べ1,107人） 〈今後の方向性〉 児童と保護者が安心して支援が受けられるようにサービスについての情報提供を行い、関係機関と連携しながら相談支援の充実を図ります。

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
ファミリー・サポート・センター事業 【子育て支援課】	〈事業内容〉 地域において育児の援助を希望する方（依頼会員）と、援助を行うことを希望する方（提供会員）が会員登録し、会員による相互援助活動を支援します。 〈実施状況〉 利用件数 49 件（49 人）、提供会員数 7 人、依頼会員数 29 人、両方会員数 3 人 〈今後の方向性〉 事業の実施には地域住民やボランティアの協力が必要なことから、会員の拡充を図り、相互援助活動を支援することで、地域における子育て支援の環境を整備します。
保育所（園）の 地域開放 【子育て支援課】	〈事業内容〉 地域の身近な保育所（園）を開放し、子どもたちの安心・安全な遊び場を確保するとともに、遊びを通じた保護者同士の交流の場を提供します。また、乳幼児の発達に合わせて、育児の不安や悩みを気軽に相談できる関係づくりを構築します。 〈実施状況〉 各公立保育所で月 1 回の開放保育を実施。 市内 8 か所の地域子育て支援センターとともに、身近で安全な遊び、交流、相談の場として実施。 〈今後の方向性〉 保育所（園）の地域性や機能を生かし、地域の親子が気軽に集い施設遊具を使って遊んだり、在園児との交流や育児相談、子育ての情報交換の場として保育所（園）を開放します。

(2) 教育・保育施設の整備

本市では、待機児童をなくすためのサービス量を確保する取り組みを推進してきましたが、今後は、サービスの量的確保もさることながら、サービスの質的向上を図るため、保育士の研修や施設環境の整備改善が必要になります。

【関連事業】

※実施状況は平成 30 年度実績を掲載

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
多様な運営主体による 保育所の整備事業 【子育て支援課】	〈事業内容〉 公立保育所の適正配置を検討し、再編・統合による整備を進めるとともに、公設民営方式等による保育所の運営を実施します。 〈実施状況〉 公立 2 施設において、指定管理者の社会福祉法人等が管理・運営を実施。 〈今後の方向性〉 多様化する保育需要への対応、保育の質の向上、利用者に寄り添った運営の柔軟性をより一層高めるため、一部の保育所については民間への運営移譲を検討します。
民間保育施設整備 への支援事業 【子育て支援課】	〈事業内容〉 公立保育所の適正配置の方針による再編・統合と併せて、民間保育施設の整備を支援します。 〈実施状況〉 国・県補助金を活用し、民間の幼保連携型認定こども園 1 施設の整備に対して支援を実施。 〈今後の方向性〉 子どもを安心して育てることができる環境を整備し、よりよい保育サービスの提供に資するため、民間保育施設の整備を促進し児童福祉の向上に努めます。
認定こども園の整備 【子育て支援課】 【教育総務課】	〈事業内容〉 保護者に対して子育てをする選択肢の拡大を図るため、「香取市幼保一元化施設整備計画」に基づき、幼稚園・保育所の連携による新たな施設の整備を行います。 〈実施状況〉 (仮称) 佐原認定こども園の用地を取得するため、地権者に対して用地交渉を実施。 〈今後の方向性〉 早期の整備に向けて、事業の推進に取り組めます。

(3) 教育・保育の交流・子育て支援ネットワークの整備

子育てを社会全体で支援するためには子育てサークルや関連団体、地域、保育所（園）、幼稚園、学校などが連携を図り、地域の子育てに関する情報や活動等の情報を分かりやすく保護者に提供し、協力して子育てを支援する環境整備が必要です。

このため、各関係機関、組織同士が連携して子育てに関するサービスと情報を共有し、効率的・効果的にサービスの提供を図ることが望まれます。

【関連事業】

※実施状況は平成 30 年度実績を掲載

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
幼稚園・保育所 交流事業 【子育て支援課】 【学校教育課】	〈事業内容〉 子どもの生活と発達を継続して支えていくため、幼稚園・保育所（園）・認定こども園が連携し、円滑な情報交換等が図られるよう必要な支援を行います。 〈実施状況〉 【子育て支援課】【学校教育課】特別支援教育コーディネーター等研修会において、市内全部の幼稚園・こども園・保育所（園）等の担当者が参加し、情報交換を実施。 〈今後の方向性〉 幼稚園・保育所（園）がそれぞれの特徴を活かし、より充実した教育・保育を実践するための取り組みを検討します。
子育て支援 ネットワーク 【子育て支援課】 【健康づくり課】 【学校教育課】	〈事業内容〉 身近な教育・保育施設や家庭、地域を結び、子育てに関わるすべての人を協働で支援するネットワークづくりを構築します。 〈実施状況〉 【子育て支援課】地域子育て支援センター 8 か所で育児相談、情報提供等を実施。 【健康づくり課】地域子育て支援センターで健康教育、健康相談を実施。 【学校教育課】幼稚園・こども園・保育所（園）・小中学校を訪問し、支援が必要な幼児・児童生徒の保護者等への相談や情報提供を実施。 〈今後の方向性〉 【子育て支援課】市内の子育て支援に関わる機関が、協力して情報提供を行い、事業に参画しながら地域における子育て支援機能の充実を図ります。 【健康づくり課】関係機関と連携し、子育てに関する情報を発信します。 【学校教育課】関係機関と連携し、引き続きサポートします。

(4) 情報提供・相談体制の整備

近年、少子化や核家族化が進み、周りに子どものいる家庭が少なくなり、地域では人と人とのつながりが希薄化する傾向にあります。そのような中、子育て中の家庭では、身近に相談できる人がいなかったり、子育てに関する情報が得られにくく、孤立感や育児不安を抱えていたりする場合があります。

特に在宅で子育てをしている人の孤立感や不安を軽減するため、気軽に相談することができ、また、適切なアドバイスを受けられる場所や保護者同士が交流し、情報交換や気分転換ができる環境が必要になります。

【関連事業】

※実施状況は平成 30 年度実績を掲載

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
子育て支援 ガイドブック 【健康づくり課】 【子育て支援課】 【学校教育課】	〈事業内容〉 子どもを持つ保護者が、子育ての相談をはじめ、子育てに関する様々な情報を容易に得ることができ、安心して子育てができるよう便利で役立つ情報を提供します。 〈実施状況〉 【健康づくり課】【子育て支援課】香取市子育てブック「なに？なに？」を発行し、関係施設等へ配布。子育てに関係する情報提供の充実。 【学校教育課】相談窓口や支援機関などを紹介した「みんな輝け香取っ子」のリーフレットを作成し配付。 〈今後の方向性〉 【健康づくり課】今後も、香取市子育てブック「なに？なに？」を関係施設等へ配布し、妊娠期から出産・子育てに役立つ、市で提供するサービスをより分かりやすく周知します。 【子育て支援課】妊娠届出時や妊婦・乳幼児のいる家庭が転入した時に配付し、必要な手続きや子育てサービスについて情報提供します。また、妊娠・子育て期に多い悩みごとに対する解決策や、子育て期の様々な相談ができる場所を紹介するリーフレットを作成し配付します。 【学校教育課】引き続き、リーフレット等により情報提供に努めます。
家庭児童相談室の 設置 【子育て支援課】 (子育て世代包括支援 センター)	〈事業内容〉 家庭児童相談室を子育て世代包括支援センター内に設置し、家庭相談員が家庭における人間関係の健全化及び適応性を育成するなど、家庭児童福祉に関する相談指導を行います。 〈実施状況〉 家庭相談員 2 人 相談件数 延べ 2,964 件 〈今後の方向性〉 増加傾向にある児童虐待や不登校等に関する相談に対応するため、家庭相談員の増員を検討します。また、子育て世代包括支援センターにおける保健師、助産師等の専門職と連携し、多様化するニーズへ対応が行える体制の充実強化を図ります。

（５）親子のふれあいの場の整備

子どもたちにとっての遊びの重要性は既に周知のことですが、近年の少子化の進行などにより近くに同世代の友達がいないことや都市化により遊び場が減少したことなどから、テレビゲームなど家庭内で遊ぶことが増え、屋外で自由に仲間と遊ぶ機会が減少しています。子どもや子育て家庭が、身近なところで安全にのびのびと遊べる市民公園等の環境整備と維持管理が必要になります。

また、ニーズ調査では、香取市で子育てをしやすいと思わない理由として「子どもの遊び場が少ない」との回答が最も多い状況です。こうした市民の高いニーズに対応した、季節や天候に関わらず、子どもを遊ばせることができる屋内の遊び場を整備することが求められています。

【関連事業】

※実施状況は平成 30 年度実績を掲載

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
児童遊園、都市公園・ 市民公園等の設置 【子育て支援課】 【都市整備課】	〈事業内容〉 児童の健康を増進し、情操を豊かにするとともに、事故防止等を図り、親子が安心・安全にふれあえる遊び場を提供します。 〈実施状況〉 【子育て支援課】児童遊園の遊具の安全点検を実施。 遊具等の修繕を 2 か所実施。 一ノ分目児童遊園内に滑り台設置。 【都市整備課】くろべ運動公園の複合遊具更新工事、芝生広場暗渠排水管路設置工事、城山公園中央広場ブロック舗装修繕工事、城山公園第 2 駐車場トイレ改修工事などを実施。 橘ふれあい公園憩いの森のローラー滑り台修繕、わんぱく公園の築山滑り台修繕、水郷児童公園のブランコ修繕などを実施。 その他、公園施設の老朽化に伴う修繕、樹木剪定を随時実施。都市公園の遊具等の定期点検業務を実施。 〈今後の方向性〉 【子育て支援課】児童遊園については、設置遊具の老朽化が進んでいる状況であり、また、利用実態のない児童遊園も見受けられます。今後は、施設の利用頻度や遊具の設置希望などの需要を把握するために実施した利用実態調査の結果を基に、管理方針等の検討を進めます。 【都市整備課】親子のふれあいの場として、安心・安全に公園を利用できるよう、定期的に安全点検を実施し、その結果に基づき、遊具の更新や修繕を実施するとともに、園内の環境美化に努めます。

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
佐原駅周辺地区複合 公共施設整備 【企画政策課】 【子育て支援課】	〈事業内容〉 佐原駅周辺地区における市街地活性化を図るため、子どもから高齢者が、安心して楽しく住み続けることのできるまちの実現を目的とした複合的な施設の整備を計画しています。子どもがのびのびと、天候に関係なく遊べる遊び場として機能するとともに小さな子どもの一時預かりを行うことができる施設を整備します。 〈実施状況〉 施設整備に向けて、用地取得と事業手法の検討などを実施。 〈今後の方向性〉 令和２年度から実施設計・建設工事に着手し、令和５年の開設を目指します。
児童館事業 【子育て支援課】	〈事業内容〉 児童の健康を増進するとともに情操が豊かになるよう、長期的・継続的に関わり、年間を通して季節行事や各種教室を計画的に実施します。 〈実施状況〉 来館者 延べ 13,914 人 〈今後の方向性〉 児童が安心して過ごせる居場所、保護者が子育てに関して相談や交流が出来る場所として、質の向上・充実を図ります。また、子育て支援に対するニーズは年々増大しているため、同様の拠点が構築できるように検討を進めます。

3-2 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策等の充実

すべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、子育て世代包括支援センターを中心に、妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策を通じた育児支援を推進するとともに、小児医療の充実や食育の充実を図ります。

(1) 母子保健の充実

少子化や核家族化傾向が高まる中であって、全ての母親が、妊娠・出産やその後の育児を安心・安全に行うためには、健康診査や保健指導の充実を図り、関係機関との連携体制を整備するなど、母子が継続して健康の確保を図るための環境整備が必要となります。

本市では、平成31年4月に子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期、出産前後、子育て期にわたって総合的相談など切れ目のない支援を行うための体制づくりに取り組んでいます。

一方で、親にとって妊娠や出産は大きな喜びである反面、描いていた理想の子育てと現実とのギャップや、責任の重さから多くの不安や悩みを抱えます。

妊娠期からの継続した切れ目のない母子保健サービスを一層充実させ、育児や子どもの発達に関する様々な不安や問題を早期に発見し、継続した支援がより一層求められています。

また、本市には、出産ができる施設がなく、市外で出産や妊婦健康診査を受診していることから、安心して産み育てることができるよう産科クリニック等の誘致に取り組んでいます。

【関連事業】

※実施状況は平成 30 年度実績を掲載

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
母子健康手帳の交付 【子育て支援課】 (子育て世代包括支援センター)	〈事業内容〉 妊婦の健康管理の充実と子どもの健やかな成長のため、妊娠届により母子健康手帳を交付します。また、希望があれば、6 か国語表記（日本語、英語、ポルトガル語、フィリピン語、中国語、韓国語）の手帳を配付します。 〈実施状況〉 母子健康手帳交付 332 件 〈今後の方向性〉 必要な支援や情報提供をするため、交付時に保健師等の専門職が面接により、妊娠中の身体・生活状況等を把握し、サポートプランを作成します（サポートプランは妊娠届出時と妊娠 28 週以降に作成）。
妊婦健康診査 【子育て支援課】 (子育て世代包括支援センター)	〈事業内容〉 妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため健康診査受診票を交付します。 〈実施状況〉 母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票 14 回分を交付。 妊娠経過の管理と安全な出産に向けて妊婦健康診査の必要性を啓発。 〈今後の方向性〉 妊婦健康診査受診票 14 回分を交付し、安心して妊娠・出産ができるよう、妊娠週数に見合った間隔で定期的に受診しているかを確認し、妊婦の健康管理に努めます。
母子保健推進員 設置事業 【健康づくり課】	〈事業内容〉 妊産婦・乳幼児等の身近な相談役として地区組織を育成し、その活動を支援します。 〈実施状況〉 健やかな妊娠・出産の支援として妊婦訪問 110 件実施。 乳幼児の発育支援として、健診未受診者の訪問 20 件実施。 母子保健事業への協力 42 回 延べ 111 人 〈今後の方向性〉 母子保健推進員の活動について、乳幼児健診等において周知します。

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
生活習慣病予防 対策事業 【健康づくり課】 【子育て支援課】	〈事業内容〉 幼児健診での肥満度の判定と対象者への個別指導を実施し、望ましい食習慣が確立できるよう支援します。 〈実施状況〉 【健康づくり課】1歳6か月、3歳6か月児健診で、偏食や太りぎみの幼児には、個別の栄養指導を実施。 対象者 209 人 【子育て支援課】5月・10月に公立保育所（こども園）全園児の身長・体重調査から、身長・体重曲線を作成。 その結果、「太りぎみ（+15%以上）」の園児を発見（全体の8.4%）。 〈今後の方向性〉 妊産婦期より食生活に対する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう指導を行います。
妊産婦・乳幼児訪問 指導 【健康づくり課】 【子育て支援課】 （子育て世代包括支援 センター）	〈事業内容〉 妊産婦・乳幼児家庭等への訪問指導による育児相談や情報提供を行い、出産や育児に関する不安を和らげます。 〈実施状況〉 出産や育児に関する不安の解消及び情報提供のための訪問指導を実施。 新生児 108 人、乳児 119 人、幼児 9 人 〈今後の方向性〉 関係機関と連携を図り、状況に応じた適切な訪問指導を行います。 また、安心して産み育てられるように切れ目のない支援を行います。
乳児家庭全戸訪問事業 【子育て支援課】 （子育て世代包括支援 センター）	〈事業内容〉 生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や親子の心身の状況、養育環境等の把握や助言を行います。 〈実施状況〉 新生児訪問等の情報提供を行うとともに、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」の訪問結果で相談対応が必要な場合は継続支援を実施。 専門の訪問員（看護師）を委嘱し、訪問事業を実施。 訪問件数 256 件（助産師、保健師訪問含む） 〈今後の方向性〉 乳児の健全な育成環境を確保するため、児童虐待の早期発見に努めるなど、関係各課と連携を図り、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供につなげていきます。また、健診未受診世帯については、早期に受診勧奨し実態把握に努めます。
未熟児訪問指導 【子育て支援課】 （子育て世代包括支援 センター）	〈事業内容〉 未熟児が健やかに育つよう、訪問指導を行います。 〈実施状況〉 訪問指導 17 件 〈今後の方向性〉 訪問後も定期健康相談等において、継続して生育状況の把握に努めます。

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
健康相談 【健康づくり課】	〈事業内容〉 育児・歯科・栄養相談等の健康相談を実施するとともに、多様な情報提供を行います。 〈実施状況〉 定期的な健康相談 延べ 605 件 その他の電話相談や不定期での面談についても保健センターで実施。 無料で気軽に健康相談ができる健康相談ダイヤル事業を実施。 延べ 1,031 件 〈今後の方向性〉 今後も定期的な健康相談を継続し、健康相談ダイヤル事業についても、利便性等を考慮し、現在の仕様の見直しが必要かを検討した上で継続します。
乳幼児健康診査 【健康づくり課】	〈事業内容〉 4 か月児・のびのび健康診査（低出生体重児の 7 か月児）・10 か月児・1 歳 6 か月児・2 歳 6 か月児（歯科）・3 歳 6 か月児健康診査を行い、育児等の情報提供や発育・発達に気がかりな子どもの早期発見に努め、関係機関と連携し支援します。 〈実施状況〉 佐原・小見川保健センター受診数（率）4 か月児健診 352 人（99.4%）、のびのび健診 36 人（85.7%）（低出生体重児の 7 か月児）、10 か月児健診 357 人（94.9%）、1 歳 6 か月児健診 388 人（98.9%）、2 歳 6 か月児歯科検診 390 人（93.1%）、3 歳 6 か月児健診 413 人（94.9%） 〈今後の方向性〉 健康診査では、疾患や障害だけではなく児童虐待等の早期発見に努めます。
言語相談・教室、 心理相談、発達相談 【健康づくり課】	〈事業内容〉 言語・情緒・発達面で、支援が必要な乳幼児や保護者に適切な指導を行います。 〈実施状況〉 にやんにやん教室 延べ 186 人、言葉の教室 延べ 116 人、 言語相談 延べ 66 人、心理相談 延べ 37 人、 発音訓練（個別）延べ 54 人 〈今後の方向性〉 健康相談や健康診査の問診において、支援が必要な乳幼児や保護者に適切な指導を行い、生活環境等の調整を図ります。

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
歯科口腔保健事業 【健康づくり課】	〈事業内容〉 生涯にわたり自分の歯で食べられるよう、歯の健康に対する知識の普及を図るとともに、自分の歯で食事を摂ることの重要性について意識づけを行います。 〈実施状況〉 妊婦歯科検診を集団で年 6 回開催し 63 人が受診。市内小学校の 1 年生とその保護者及び 4 年生、6 年生を対象に歯みがき指導を実施。 児童 1,439 人、保護者 459 人参加 〈今後の方向性〉 今後も、妊娠期から乳幼児期及び学童期のむし歯・歯周病予防のため、ブラッシング指導を行うとともに、フッ化物塗布の啓発や間食時の指導も行います。
予防接種 【健康づくり課】	〈事業内容〉 予防接種法に基づく各種予防接種を継続的に実施します。 〈実施状況〉 全て医療機関において個別接種で実施。 〈今後の方向性〉 法に基づく予防接種が新たに規定された場合には、接種可能となるよう関係機関と連携し実施に努めます。また、多言語に対応するための情報提供をするなど子育て家庭への配慮に努めます。
ママパパ教室 【健康づくり課】	〈事業内容〉 妊婦とその家族を対象に、周産期からその後の育児に関する知識の普及を行い、安心して出産を迎えられるよう支援します。 〈実施状況〉 毎月 1 回、年間 12 回開催 参加者 延べ 151 人（ママ 84 人、パパ 64 人、家族 3 人） 〈今後の方向性〉 妊娠・子育て期を通して正しい知識を普及し、引き続き、パパも参加しやすい環境づくりに努めます。

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
思春期保健対策事業 【学校教育課】 【健康づくり課】	〈事業内容〉 児童・生徒及びその保護者を対象に、各小中学校で助産師による思春期講演会を開催。保育所や幼稚園における職場体験や交流事業、乳幼児健診会場でのふれあいを通し、命の尊さ、親と子の絆や育児の大切さを学ぶ機会を設けます。 〈実施状況〉 【学校教育課】児童・生徒及びその保護者を対象に、小学校 11 校、中学校 7 校で医師・助産師による思春期講演会を実施。 【健康づくり課】小学校での児童・保護者を対象にした思春期教育時の体験実習への協力。 保健所が実施する思春期教育事業での相談窓口の紹介。 〈今後の方向性〉 【学校教育課】引き続き、命の尊さ、親子の絆や育児の大切さを学ぶ機会の確保に努めます。また、思春期講演会の充実を図ります。 【健康づくり課】学生実習の受け入れを行い、心身ともに健康な大人へ成長するための基礎づくりの機会を提供します。
産科クリニック等の誘致 【企画政策課】	〈事業内容〉 市内のすべての妊婦が市外の医療機関で出産している現状の早期改善を図るため、産科クリニック等の誘致に取り組みます。 〈実施状況〉 産科クリニック等の進出を検討している法人に対しヒアリングを実施。 産科クリニック等の誘致を推進するためのプロジェクトチームを設置し、出産の現状や先進事例等について検討を行った上で、誘致の方向性を決定。 〈今後の方向性〉 産科クリニック等の誘致を実現するため、医療法人等に対する誘致活動に取り組み、地域医療及び子育て環境の充実を図ります。
子育て世代包括支援センター事業 【子育て支援課】 (子育て世代包括支援センター)	〈事業内容〉 妊産婦や保護者の相談に助産師・保健師等が対応し、情報提供や助言を行い、必要なサービスにつなげられるよう支援します。また、支援の継続性と整合性が確保できるよう、関係機関と十分な連絡調整を行います。 〈実施状況〉 妊娠期、出産前後、子育て期にわたって総合的相談など切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センターの開設準備。 〈今後の方向性〉 いつでも必要な時に子育ての相談ができる場として、子育て世代包括支援センターの周知を図るとともに、助産師相談の開催など、より専門性の高い相談にも対応します。 また、状況に応じて適切な支援が受けられるように関係機関と連携体制を強化し、切れ目のない支援を行います。

(2) 小児医療の充実

感染症の流行や突発的な病気、不慮の事故などへの不安から、小児医療に対しての保護者の期待は依然として高いものがあります。

かかりつけ医においては単に疾患の診断や治療だけでなく、子どもの発育・発達を評価し、育児に関する相談を行うとともに、予防接種による感染症の予防など、幅広い対応が求められています。

小児科専門医の減少が懸念される中であって、小児医療の充実を目指すためには、近隣の自治体や医師会との緊密な連携を図ることが求められます。

さらに、適切に医療機関を受診するため、保護者へ家庭での初期診断知識の普及や子どもの発育を継続的に観察する、かかりつけ医を持つことの推進も必要です。

【関連事業】

※実施状況は平成 30 年度実績を掲載

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
子ども医療費助成事業 【子育て支援課】	〈事業内容〉 平成 26 年 12 月 1 日より高校生世代（18 歳到達後最初の 3 月 31 日）まで対象を拡充し、子育て世帯の負担を軽減するため、保健医療給付の自己負担額の全部又は一部を助成します。 〈実施状況〉 受給資格登録者数 0 歳から中学校 3 年生まで 7,822 人、高校生世代 1,923 人 〈今後の方向性〉 今後も、高校生世代までの医療費助成を持続し、子育て世帯が低廉な負担で保険医療を受けることができるよう努めます。
ひとり親家庭等の医療費助成 【子育て支援課】	〈事業内容〉 ひとり親家庭等が保険医療給付を受けた場合、その経済的負担を軽減するため自己負担額の一部を助成します（所得が一定額以上の場合を除く）。 〈実施状況〉 受給者 615 人 〈今後の方向性〉 今後も、ひとり親家庭の厳しい状況に配慮し、経済的負担を軽減できるように努めます。
養育医療 【子育て支援課】	〈事業内容〉 乳児の健康管理と健全育成のため、養育入院治療をすることが必要な未熟児を対象に、医療の給付を行います。 〈実施状況〉 給付人数 17 人（新規認定者 13 人） 〈今後の方向性〉 今後も、未熟児をもつ子育て世帯に配慮し、経済的負担の軽減を図るため、医療の給付を行います。

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
自立支援医療 (育成医療) 【社会福祉課】	〈事業内容〉 日常生活や社会生活を支援するため、身体に障害のある児童や、そのまま放置すると将来障害を残す恐れがあると認められる疾患がある児童で、治療によって確実なる治療効果が期待できる児童を対象に、医療の給付を行います。 〈実施状況〉 受給者 12 人 〈今後の方向性〉 今後も対象者の日常生活や社会生活を支援するため、医療の給付を行います。
小児慢性特定疾患 見舞金支給 【社会福祉課】	〈事業内容〉 千葉県小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている児童及びその保護者の精神的・経済的負担を軽減するため見舞金を支給します。 〈実施状況〉 対象児童数 62 人 〈今後の方向性〉 今後も、対象世帯の経済的負担軽減による生活の安定を図るため、見舞金を支給します。
小児医療体制の充実 【健康づくり課】	〈事業内容〉 夜間・休日の救急医療を含め、小児救急患者が適切な診察を受けることができるよう、医師会、関係医療機関との協議により、小児救急医療体制の整備を図るとともに、小児救急医療の適切な受診等に関する啓発を行います。また、千葉県立佐原病院の小児救急医療体制の充実に向けた取り組みを県等の関係機関に要望します。 〈実施状況〉 休日夜間救急診療（在宅当番医）の実施。15 歳未満児の受診者 132 人 〈今後の方向性〉 休日夜間救急診療（在宅当番医）の実施と、千葉県立佐原病院の小児医療体制の充実に向けた取り組みについての要望を継続して行います。

(3) 食育の充実

近年、私たちの食生活をめぐっては、朝食の欠食等による食習慣の乱れ、脂肪の取りすぎや野菜不足等の栄養の偏りが目立つようになり、生活習慣病の増加や肥満、過度のダイエットなど、様々な問題が起こっています。こうした問題に対応するため、家庭や社会の中で、子ども一人ひとりの食を営む力を育むために、食育の推進を図る必要が一層大きくなっています。

また、母子の健康を確保するため、妊娠前からの適切な食生活に向けての支援もより重要になってきています。

本市では、「健康かとり 21（第 2 次）」を策定し、食育を総合的かつ計画的に推進しています。

また、ママパパ教室や乳幼児健康診査などでの栄養指導や相談など、管理栄養士が指導に当たることで食生活の基盤づくりを図っています。

今後も、家庭や社会の中で、子ども一人ひとりの食を営む力を育めるよう、食育の推進を図る必要があります。

【関連事業】

※実施状況は平成 30 年度実績を掲載

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
食生活改善推進事業 【健康づくり課】	〈事業内容〉 健康生活を維持していく上で食育の重要性の認知向上を図るため、地域における食育推進の担い手である食生活改善推進員を育成し、活動の支援を行います。 〈実施状況〉 推進員の育成、資質の向上を図るため、研修会を 6 回実施。 食生活を改善し、生活習慣病を予防するため、ヘルシークッキングを 5 回開催。参加者 18 人（延べ 81 人） 〈今後の方向性〉 乳幼児から高齢者までのライフステージごとに、正しい食習慣を身につけるための教室や健康相談を実施し、食生活や食に関する正しい知識の普及に努めます。
離乳食教室 【健康づくり課】	〈事業内容〉 乳児期の離乳食の進め方及び食習慣の確立を目指す教室を開催します。 〈実施状況〉 乳児期の離乳食の進め方及び食習慣の確立を目的に隔月実施。 4 か月児健康診査時及びホームページで周知。 参加者 63 人 〈今後の方向性〉 食事の重要性や栄養バランスなど、発達段階に応じた食生活ができるよう指導します。

3-3 支援が必要な子育て家庭等と子どもへの取組

すべての子どもの人権が尊重され、また、だれもが身近な地域で自立した生活ができるよう、支援を必要とする子どもやその家庭へのきめ細かな取り組みを推進します。

(1) 障害児や発達障害を抱えた児童とその保護者に対する支援

近年、「障害者基本法」や「児童福祉法」の改正に伴い、障害のある児童や発達に遅れのある児童への様々な支援体制が整備されてきました。

障害のある児童や成長・発達に支援が必要な児童に対し、身近な地域で安心した生活を送れるようにするためには、乳幼児期から成人に達するまでの、一人ひとりの多様なニーズに応じた一貫した相談支援が求められています。

本市では、「香取市第3次障害者基本計画」、「香取市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」に基づき、乳幼児健康診査などで障害の早期発見に努め、一貫性のある支援を目指しています。

また、保育所（園）、認定こども園などに通園する障害児の健全な成長を促進するため、県が実施している施設支援指導事業を活用し、保育士の障害児に対する理解を深め、障害児保育の充実を図っています。

今後も、障害の早期発見・早期療育を促進するとともに、身近な地域において、障害の特性に応じた療育を受けるための専門的な支援を充実していく必要があります。

さらに、発達の段階に応じた適切な支援が求められていることから、障害のある児童を支えている家族に対する支援も必要です。

障害の有無に関わらず、ともに身近な地域で安心して成長できるよう、保育所（園）、幼稚園や学校などへの障害児の受け入れの推進が重要になります。

【関連事業】

※実施状況は平成 30 年度実績を掲載

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
療育相談支援事業 【社会福祉課】 【健康づくり課】 【子育て支援課】	〈事業内容〉 障害児等の保護者から、福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言、その他の障害児支援サービスの利用支援等の便宜を供与することにより、障害児等の福祉の増進を図ります。 〈実施状況〉 【社会福祉課】早期療育を図るべく、保護者の相談に応じ、制度や事業所の紹介を行うなど、必要なサービスが適正に受けられるよう支援を実施。 【健康づくり課】支援が必要な乳幼児とその保護者の心配や思いを受け止め、必要なサービスが受けられるように情報提供や傾聴など側面からの支援を実施。 【子育て支援課】障害児等やその保護者が、適切な相談や必要なサービスが受けられるように関係機関と連携を図りながら支援を実施。 〈今後の方向性〉 【社会福祉課】早期療育を図るべく、保護者の相談に応じ、制度や事業所の紹介を行うなど、必要なサービスが適正に受けられるよう支援します。 【健康づくり課】丁寧な対応や説明により不安が軽減されるよう関係性づくりに努めます。 【子育て支援課】関係機関と連携を図り、適切な相談や必要なサービスが受けられるように支援します。

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
療育支援体制の充実 【社会福祉課】 【子育て支援課】 【健康づくり課】 【学校教育課】	〈事業内容〉 地域自立支援協議会療育支援部会：障害を持った児童の支援とその保護者の子育て支援に必要なシステムづくりについて、療育関係者で協議します。療育システムづくり検討会：県・香取海匠地域市町、療育関係者、医療関係者、当事者等が協働して地域の療育システムを構築します。 特別支援連携協議会：学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、自閉症等を含めた障害のある児童・生徒の総合的支援体制の整備に向け、関係機関の情報交換・意見交換を行い、幼児期から学校卒業までの一貫した支援体制を確保します。 〈実施状況〉 【社会福祉課】療育システムづくり検討会に年3回参加。ライフステージを通じて一貫した療育支援が受けられるよう、関係機関との連携を強化し、地域における療育体制の構築を図った。また、療育支援コーディネーターの活用も促進した。 【子育て支援課】地域自立支援協議会療育支援部会へ参加し、情報交換等により支援体制の充実に努めた。 【健康づくり課】特別支援連携協議会へ参加し、情報交換等を行い、支援体制の充実に努めた。 【学校教育課】特別支援教育推進に向け、特別支援連携協議会2回・専門家チーム会議を4回実施するとともに、市の巡回相談を33回実施し、特別な教育的支援を必要とする子どもの早期発見・対応、相談を行った。また、特別支援教育コーディネーター研修会を1回、支援員研修会を全体で1回、勤務校で1回、管理職や教職員を対象とした研修会を2回実施し、教職員の専門性の向上と管理職を含む職員の理解を深めた。入学情報資料、支援シート、リーフレット（障害者差別解消法施行に関して他2種）の作成・配付を通して、保護者への理解・啓発を図った。 〈今後の方向性〉 【社会福祉課】ライフステージを通じて一貫した療育支援が受けられるよう、関係機関との連携を強化し、地域における療育体制の構築を図っていきます。また、療育支援コーディネーターの活用も促進します。 【子育て支援課】関係機関と連携を図り、療育支援体制の充実に努めます。 【健康づくり課】関係機関と連携し、支援の充実に努めます。 【学校教育課】関係機関との連携に努め、特別な教育的ニーズのある幼児・児童生徒とその関係者への支援体制の充実に努めます。
ライフサポートファイルの活用 【社会福祉課】	〈事業内容〉 入学時や福祉サービスなどの利用機関が変わるたびに、児童の特徴や歩みをはじめから説明しなければならない保護者の負担を軽減するため、情報を正確に引き継ぐ資料として、ライフサポートファイル「つながり」を活用することで、円滑な療育相談と関係機関の連携を図ります。 〈実施状況〉 ファイル導入から約350部配布。 〈今後の方向性〉 今後も、一人ひとりの児童に対して一貫した支援が継続されるための情報伝達ツールとして役立てられるよう、配布を継続します。

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
重度心身障害者 (児)の医療費助成 【社会福祉課】	〈事業内容〉 重度心身障害者(児)の保護者の経済的負担を軽減し、障害者(児)の健康の保持と生活の安定・福祉の増進を図ります。また、保険法による医療費の自己負担分等を助成します。 〈実施状況〉 実施なし 〈今後の方向性〉 重度心身障害者(児)の健康の保持及び生活の安定を確保し、福祉の増進を図るため、重度心身障害者(児)の医療費等を助成します。
障害児福祉手当 【社会福祉課】	〈事業内容〉 生活の安定と福祉の増進を図るため、20歳未満の在宅重度心身障害児で日常生活において常時介護が必要な児童に対して手当を支給します。 〈実施状況〉 対象児童数 71 人 〈今後の方向性〉 今後も、生活の安定と福祉の増進を図るため、手当を支給します。
特別児童扶養手当 【社会福祉課】	〈事業内容〉 家庭で介護されている障害のある児童(20歳未満)の保護者に、生活の安定と福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給します。 〈実施状況〉 対象児童数 152 人 〈今後の方向性〉 今後も、生活の安定と福祉の増進を図るため、手当を支給します。
心身障害児福祉 手当 【社会福祉課】	〈事業内容〉 生活の安定と福祉の増進を図るため、在宅の身体障害者手帳 3 級以上又は療育手帳 B - 1 以上の障害をもつ児童(20歳未満)の保護者に、心身障害児福祉手当を支給します。 〈実施状況〉 対象児童数 74 人 〈今後の方向性〉 令和 2 年度から発達支援給付等サービスの利用による支援への移行を目的として本制度は廃止となりますが、現在の受給対象者に関してのみ 20 歳到達まで手当を支給します。

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
自立支援給付事業 【社会福祉課】	〈事業内容〉 障害者（児）がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付（自立支援給付：介護給付費、訓練等給付費、自立支援医療費、補装具費等）やその他の支援を行います。 〈実施状況〉 補装具給付・修理決定児童数 15 人、障害福祉サービス受給者 136 人、自立支援医療（精神）受給者 3 人 〈今後の方向性〉 障害の軽減や機能の改善・向上を図るため、関係機関と連携し、サービスの周知に努め、利用の促進を図ります。
地域生活支援事業 【社会福祉課】	〈事業内容〉 障害者（児）が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう障害者（児）の保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の便宜を供与します。また、障害者等の権利擁護のために必要な援助、日常生活用具の給付又は貸与、移動支援等の事業を実施します。 〈実施状況〉 日中一時支援 24 人、日常生活用具給付決定児童数 11 人 〈今後の方向性〉 障害者（児）のニーズを踏まえ、地域の実情に応じて実施する地域生活支援事業の充実を図り、障害者（児）の日常生活を支援します。
特別支援教育 就学奨励費支給事業 【学校教育課】	〈事業内容〉 障害のある児童生徒の小中学校への就学の特殊事情を鑑み、保護者等の経済的負担を軽減するため、学用品など就学に必要な経費についてその一部を負担します。 〈実施状況〉 特別支援教育就学奨励費支給対象者数 73 人 〈今後の方向性〉 学校と連携し、入学前相談等の機会に制度を周知するなど、積極的な情報提供を行い、奨励費を支給します。これにより、特別支援教育の普及奨励を図ります。

（２）児童虐待の予防と早期発見・早期対応の体制の充実

児童虐待は、大きな社会問題となっており、本市のみならず全国的にも虐待件数が増加する傾向にあります。児童虐待が生じる背景には、保護者の育児に対する不安や負担感、保護者自身の日常生活におけるストレス、地域における家庭の孤立化からくる子育て機能の低下が複雑に関与しています。

国では、児童虐待対応にあたって、児童相談所、市町村、警察、学校等の責務を明確化するなど、児童虐待防止対策の抜本的強化に取り組んでいます。

本市においても、子育て世代包括支援センターを中心として、子どもとその家族及び妊産婦を対象に、より専門的な相談を行い、特定妊婦や保護等が必要と思われる児童に対して、必要な支援を行っています。

また、児童相談所、教育委員会、民生委員・児童委員などの協力によって、様々な相談に応じながら子どもへの虐待予防、早期発見、早期対応に努めています。

さらに、対応が困難なケースについては、福祉、保健、教育、警察などの関係機関によって構成する要保護児童対策地域協議会においてケースに応じた支援のあり方を協議し、問題解決にあたっています。

引き続き、親子を孤立させないよう、身近に相談できる場の充実を図り、地域社会の中で見守っていく体制づくりが求められています。

【関連事業】

※実施状況は平成 30 年度実績を掲載

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
要保護児童対策 地域協議会事業 【子育て支援課】 (子育て世代包括支援 センター)	〈事業内容〉 児童虐待の根絶及び不登校等の解消を目指し、事案の早期発見、早期対応が行える体制づくりや支援内容に関する協議を行います。 〈実施状況〉 実務者会議（関係機関）を奇数月に開催。対象児童 148 人、終結児童 43 人 〈今後の方向性〉 実務者会議が円滑に機能するための環境整備を目的として、福祉、保健、教育、警察などで構成する代表者会議を年 1 回以上開催し、また、要保護児童等の総合的把握のため、実務者会議を年 6 回以上開催します。個別ケースの支援方法や役割分担については、個別支援会議を随時開催し、要保護児童等の支援強化を図ります。

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
子ども家庭総合支援 拠点事業 【子育て支援課】 (子育て世代包括支援 センター)	〈事業内容〉 子ども家庭総合支援拠点を子育て世代包括支援センター内に設置し、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行います。また、児童虐待に対する相談・通告の受付窓口として、児童相談所等の関係機関と連携しながら要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への対応を行います。 〈実施状況〉 子どもに関する相談全般への対応と地域の資源やサービスなどをつなぐ、子ども家庭総合支援拠点の開設準備。 〈今後の方向性〉 増加する児童虐待に対応するため、虐待対応専門員や家庭相談員の増員を検討し、要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務を強化します。また、要保護児童対策地域協議会における個別支援会議等の開催により、関係機関との連携、児童相談所との支援方針の共有など、対象児童に対し包括的・継続的な支援が行われるよう取り組みます。その他、要保護児童等の支援に関するスキルアップを図るため、関係機関へ専門研修を実施します。

（３）子どもの貧困対策の推進

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る必要があります。

国では、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長する社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、さらに、同年 8 月には「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

その後、令和元年 6 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正となり、市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定され、さらに、同年 11 月には新たな大綱が策定されました。

今後も、貧困が世代を超えて連鎖することがない社会を実現するため、地域の実情を踏まえ、関係機関等と幅広く連携しながら、より実効性の高い子どもの貧困対策に取り組むことが必要です。

【関連事業】

※実施状況は平成 30 年度実績を掲載

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
就学援助 【学校教育課】	〈事業内容〉 学校教育活動において、経済的に支障をきたしている小中学生の保護者に対して、学用品費等の一部や給食費を支給します。 〈実施状況〉 就学援助費支給対象者数 322 人 〈今後の方向性〉 学校や関係機関と連携を図り、広く制度を周知し、保護者の経済的負担を軽減できるよう援助を行います。
自立相談支援事業 【社会福祉課】	〈事業内容〉 生活困窮者が生活保護に至る前に、困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な相談を実施します。 〈実施状況〉 生活困窮者及びその家族等からの相談受付件数 81 件（うち 10 代のいる世帯 3 件）、必要な情報提供及び助言、関係機関との連絡調整を実施。 継続的、包括的な支援が必要な者には自立支援計画を策定し、計画的に自立促進を図る援助を実施。 計画作成数 新規 12 件（うち 10 代のいる世帯 2 件）、継続 30 件 〈今後の方向性〉 生活困窮者を早期に把握し、地域全体で包括的な支援体制を確保するため、既存の地域ネットワークや関係機関との連携をより一層深め、効果的な援助を行います。

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
子ども食堂の推進 【子育て支援課】	〈事業内容〉 地域のボランティアや民間団体などが、主に子どもや親子に無料又は安価で食事を提供する子ども食堂を推進します。 〈実施状況〉 実施なし 〈今後の方向性〉 地域のボランティアや民間団体の方々の主体的な取組みにより運営ができるよう推進します。また、その取組みの活動状況などをホームページへ掲載し情報発信を行います。

（４）経済的支援・自立支援

妊娠・出産から、日々の子どもの成長を見守ることで子どもを持つこの上ない喜びを感じている反面、子育て中の保護者は子どもが社会人として自立するまでの経済的負担に対する不安が大きくなっています。

本市では、児童手当の支給を始め保育料の軽減、幼稚園就園や小中学校就学にあたっての援助をするなど、経済的負担の軽減に努めています。

また、令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化により 3 歳から 5 歳児の保育料が無償化され、保護者への経済的負担の軽減を図っています。また、0 歳から 2 歳児の保育料についても、住民税非課税世帯が無償化されたほか、国の基準より減額した市の保育料により、引き続き経済的負担の軽減を図ります。

今後も厳しい財政状況の中において、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに向けた経済的支援をいかに効果的に実施できるかが課題です。

一方、近年、離婚率の上昇に伴ってひとり親家庭は増加の傾向にあります。特に母子家庭の場合は、厳しい社会経済情勢の中、母親が就業面で不利な状況に置かれることが多く経済的基盤が脆弱であり、その生活は厳しいものとなります。

また、ひとり親家庭の育児負担は両親のいる家庭と比べて大きく、身近に頼れる人がいない場合など負担は更に大きいものとなります。

引き続き、子どもの健全な成長やひとり親家庭の自立を促進するために子育てや生活を支援する必要があります。

【関連事業】

※実施状況は平成 30 年度実績を掲載

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
児童手当 【子育て支援課】	〈事業内容〉 家庭における生活の安定と、次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的として、中学校修了までの児童を養育している方に手当を支給します。 〈実施状況〉 受給者 4,266 人 〈今後の方向性〉 今後も、子育て世帯への経済的負担の軽減を図るため、国の制度に基づき手当を支給します。

事業名・所管課	事業内容・今後の方向性
児童扶養手当 【子育て支援課】	〈事業内容〉 父又は母と生計を同じくしていない児童を監護するひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給します（所得が一定額以上の場合を除く）。 〈実施状況〉 受給者 503 人 〈今後の方向性〉 今後も、ひとり親家庭の厳しい経済状況に配慮し、ひとり親家庭の経済的負担と精神的負担の軽減を図るために手当を支給します。
母子・父子家庭 自立支援給付金 【子育て支援課】	〈事業内容〉 ひとり親家庭の就業や生活費の負担軽減を促進するため、母子家庭の母又は父子家庭の父が教育訓練講座を受講した場合や、看護師等の資格取得のため養成機関で就業した場合に給付金を支給します。 〈実施状況〉 高等職業訓練促進給付金 3 人（うち修了支援給付金は 1 人受給） 自立支援教育訓練給付金 3 人 〈今後の方向性〉 今後も、ひとり親家庭の主体的な能力開発の取組みを支援し、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るために給付金を支給します。
母子及び父子 並びに寡婦福祉資金 【子育て支援課】 （子育て世代包括支援 センター）	〈事業内容〉 母子及び父子並びに寡婦家庭の経済的自立を支援するため、母子・父子自立支援員による生活資金等の貸付の支援を行います。 〈実施状況〉 母子及び父子並びに寡婦福祉資金 新規貸付件数 5 件 〈今後の方向性〉 今後も、福祉資金に関する情報を提供し、貸付の相談及び申請の支援を行います。
不妊治療費助成事業 【子育て支援課】 （子育て世代包括支援 センター）	〈事業内容〉 不妊治療を受けている市内在住の夫婦に対し、治療費の一部を助成しています。 〈実施状況〉 新規認定件数 7 件、助成金給付件数 7 件、出産 6 人 〈今後の方向性〉 今後も少子化対策事業として、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図ります。
出産育児一時金給付 【市民課】	〈事業内容〉 国民健康保険被保険者が出産した場合、一時金を支給します。 〈実施状況〉 支給件数 39 件 〈今後の方向性〉 今後も、出産に要する経済的負担を軽減するため、一時金を支給します。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進により目指していく子ども・子育て支援とは、第一に子どもの健やかな成長が保障され、保護者は子育てと子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくことです。それにより、保護者の子育ての責任が果たされると同時に、幼い我が子と向き合い、しっかりと子育てに取り組める親としての権利が守られることにもなります。

そのため、本市では、庁内関係各課や教育・福祉・保健医療の関係機関等との連携を図りながら、幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業をはじめとする計画に掲げた事業・施策の総合的な実施を図ります。

また、すべての市民が、子育ての最も大きな責任は父母をはじめ保護者が有することを前提としながらも、すべての子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有し、子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要です。

(1) 家庭の役割

家庭は、子育てについての第一義的な責任を有するものであり、家庭が子どもの人格形成や基本的生活習慣の確立にとって重要な役割を担っています。さらに、保護者自身が地域の中で、保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画し、地域の子育て支援に対し役割を果たしていくことが求められます。

(2) 地域の役割

すべての市民が、子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、地域全体で子育てを支援し、子どもの成長を地域全体で見守っていくことが求められます。

また、家庭、地域、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、学校などの子どもの生活の場が相互に連携し、地域コミュニティの中で子どもを育てることが必要であり、特に教育・保育施設は、地域に開かれたものとなり、地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担うことが期待されます。

(3) 企業の役割

子育て中の保護者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、保護者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援などを通じて、保護者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような雇用環境の整備を行うことが求められます。

2 計画の進捗管理

計画期間中は、子育て支援課が事務局となり、「香取市子ども・子育て会議」をはじめ、関係各課、市民や各種団体・関係機関等と連携し、計画の進行を管理していきます。

なお、庁内の推進体制として、各施策・事業の現場担当者等で構成する部門横断的な進行管理会議の設置も視野に入れ、各部署間の情報共有と有機的な連携に努めます。

本計画の進捗状況の把握や成果に関する評価は、毎年、定期的に計画に定める教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業や次世代育成支援対策推進法に基づく施策・事業の実績などを用いて実施し、取り組みの見直しや改善を図ります。

また、5年間の計画期間の最終年度には、総括的な最終評価を行い、次期計画の策定につなげていきます。

3 計画の周知及び広報

本計画の趣旨は、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施するとともに、市民や職域などそれぞれが協働し、地域一丸となって子育てを支えるまちづくりを目指すものです。

本計画が市民に開かれたものとなり、子ども・子育て支援の趣旨が広く理解を得られるよう、本計画の内容については、市のホームページ、広報紙等を通じて広く周知します。

資料編

1 策定経緯

【平成 30 年度】

年月日	会議内容等
平成 30 年 10 月 1 日	第 1 回（通算 11 回）香取市子ども・子育て会議の開催 ・第 2 期香取市子ども・子育て支援事業計画策定に係る ニーズ調査（案）について
11 月 8 日 ～11 月 19 日	香取市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施 （就学前児童及び小学 1 年生～3 年生の各保護者対象）
平成 31 年 3 月 5 日	第 2 回（通算 12 回）香取市子ども・子育て会議の開催 ・香取市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書（案） について ・香取市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について

【令和元年度】

年月日	会議内容等
令和元年 7 月 2 日	第 1 回（通算 13 回）香取市子ども・子育て会議の開催 ・第 2 期香取市子ども・子育て支援事業計画（案）諮問 ・第 2 期香取市子ども・子育て支援事業計画の骨子案について ・基本理念について
8 月 26 日	第 2 回（通算 14 回）香取市子ども・子育て会議の開催 ・第 2 期香取市子ども・子育て支援事業計画（案）について
9 月 26 日 ～10 月 4 日	香取市子ども・子育て会議委員への郵送による意見募集の実施 ・第 2 期香取市子ども・子育て支援事業計画（案）について
10 月 23 日	第 3 回（通算 15 回）香取市子ども・子育て会議の開催 ・第 2 期香取市子ども・子育て支援事業計画（案）について
令和元年 12 月 10 日 ～令和 2 年 1 月 15 日	パブリックコメントの実施
2 月 17 日	第 4 回（通算 16 回）香取市子ども・子育て会議の開催 ・第 2 期香取市子ども・子育て支援事業計画（案）について ・香取市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ・第 2 期香取市子ども・子育て支援事業計画（案）答申



■ 計画答申の様子
（左：圓藤弘典会長、右：宇井成一市長）



■ 子ども・子育て会議の様子

2 香取市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 市は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定により、香取市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市における子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者を代表する者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 事業者の推薦を受けた者
- (4) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（次号において「子ども・子育て支援」という。）に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し識見を有する者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、市長の定める機関において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(附則省略)

3 香取市子ども・子育て会議委員名簿

No.	区分	氏名	所属	備考
1	保護者	齋藤 貴弘	保育所保護者	公募
2		小堀 直子	幼稚園保護者	公募
3		森田 和美	小学校保護者	公募
4	関係団体	島崎 哲弥	香取郡市医師会理事	医師会推薦
5		田中 利明	民生委員児童委員協議会連合会 主任児童委員会会長	連合会推薦 令和元年 10 月 31 日まで
6		圓藤 弘典	千葉県保育協議会香取支会支会長 香取民間保育連盟前代表	会長
7		小林 敬三	(前) 私立幼稚園代表	(前) 副会長
7		永井 信彦	私立幼稚園代表	副会長 令和 2 年 2 月 17 日～
8	事業者	山本 一郎	香取市小見川工業団地連絡協議会会長	
9	子育て事業者	岩瀬 正明	公立幼稚園園長	
10		関 優子	(前) 公立保育所所長	
10		猪田 智砂登	公立保育所所長	平成 31 年 4 月 1 日～
11		潮田 光子	NPO 法人代表理事	
12	識見者	平塚 智子	香取市教育委員	
13		石田 勝己	(前) 香取市校長会会長	
13		日下部 正一	香取市校長会会長	平成 31 年 4 月 1 日～
14		宇崎 めぐみ	(前) 千葉県香取健康福祉センター 地域保健福祉課課長	
14		藤木 美恵子	千葉県香取健康福祉センター 地域保健福祉課課長	平成 31 年 4 月 1 日～
15		勝田 真至	香取特別支援学校 特別支援教育コーディネーター	

4 諮問・答申

香 子 育 第 3 2 6 号
令和元年 7 月 2 日

香取市子ども・子育て会議
会長 圓藤 弘典 様

香取市長 宇井 成一

第2期香取市子ども・子育て支援事業計画（案）について（諮問）

第2期香取市子ども・子育て支援事業計画（案）について、香取市子ども・子育て会議条例（平成25年香取市条例第19号）第2条の規定により会議の意見を求めます。

香子育第 1 2 1 8 号
令和 2 年 2 月 1 7 日

香取市長 宇 井 成 一 様

香取市子ども・子育て会議
会 長 圓 藤 弘 典

第 2 期香取市子ども・子育て支援事業計画（案）について（答申）

令和元年 7 月 2 日付け香子育第 3 2 6 号で諮問のあった第 2 期香取市子ども・子育て支援事業計画（案）について、昨今の社会経済情勢の変化や本市における現状と課題、保護者へのニーズ調査に基づく市民の需要などを十分に踏まえ、当会議において慎重に審議した結果、今後の子ども・子育て支援の指針として適切なものであると認められますので、ここに答申いたします。

市長には、この答申に基づき、速やかに第 2 期香取市子ども・子育て支援事業計画を定め、計画の基本理念とした「輝く笑顔！地域で支える子育てのまち 香取」の実現に向けて、計画を着実に推進するよう要望いたします。

5 用語解説

■あ行

□育児休業制度

育児や介護をしなければならない労働者が、円滑に仕事と両立できるよう配慮し、働き続けられるよう支援する制度。

■か行

□家庭的保育事業

家庭的な雰囲気のもとで、少人数（5人以下）で保育を行う事業（対象年齢0～2歳）。

□学習障害（LD）

基本的には、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態。

□居宅訪問型保育事業

保育を必要とする乳児・幼児の自宅で家庭的保育者による保育を行う事業（対象年齢0～2歳）。

□協働

市民、自治会・町内会、ボランティア団体、NPO、事業者、企業、市などのさまざまな主体が、対等の立場で連携の上、協力・協調して取り組むこと。

□子育てのための施設等利用給付

保護者が認可外保育施設等（一時預かりや病児保育事業やファミリー・サポート・センターなどを含む）や預かり保育事業を利用し支払った利用料について、無償化給付請求を行うことで、給付上限額までの範囲で給付費を支給するもの。

□子ども

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう（子ども・子育て支援法）。

□子ども・子育て会議

子どもの保護者、事業主、子ども・子育て支援事業の従事者、学識経験者等で構成し、子ども・子育て支援法第77条1項に基づく特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用定員の設定、子ども・子育て支援事業計画の策定、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について審議するために設置されたもの。

□子ども・子育て支援新制度

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度。

□子ども・子育て支援法

すべての子どもに良質な成育環境を保障するなどのため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の所要の措置を講ずることを趣旨とする法律。

■さ行

□小1の壁

主に共働き家庭において、保育時間等子どもが保育所から小学校に入学する際に直面する社会的問題。

□事業所内保育事業

会社や事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する事業（対象年齢0～2歳）。

□次世代育成支援行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、市町村・都道府県が策定する計画。

□次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することを趣旨とする法律。平成26年度に公布された次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律に基づき、法律の有効期限を令和7年3月31日まで10年間延長。

□児童

満18歳に満たない者をいい、乳児（満1歳未満）・幼児（満1歳から小学校就学前）・少年（小学校就学から満18歳未満）に分けている（児童福祉法）。

□児童発達支援

障害児支援事業の一つで、障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うもの。

□児童福祉法

児童福祉を保障するためにあらゆる児童がもつべき権利や支援が定められた法律。

□児童の権利に関する条約

子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約。子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定。日本は平成6年に批准。

□自閉症

対人関係の障害、コミュニケーションの障害、限定した常同的な興味、行動及び活動の3つの特徴をもつ障害で、3歳くらいまでには何らかの症状がみられる。

□障害児相談支援

障害児支援事業の一つで、障害児の通所サービスの利用に関する援助を行い、「障害児支援利用計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行うもの。

□障害者基本法

昭和45年に定められた心身障害者対策基本法を大幅に改正して制定された法律で、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関する基本となる法律。

□新・放課後子ども総合プラン

一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めることを目的に、平成27年度に国が策定した「放課後子ども総合プラン」による取り組みをさらに推進させるため、平成30年度に策定した計画。

■た行

□待機児童

保育を必要とする児童が認可保育所の入所申請をしているにもかかわらず、希望する保育所の施設定員を超過する等の理由で入所できない状態、又はその状態にある児童。

□注意欠陥・多動性障害（ADHD）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障を来すもの。

□特定教育・保育施設

子ども・子育て支援法第27条に基づき、市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」のこと。

□特定地域型保育事業

子ども・子育て支援法第29条に基づき、市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う事業のこと。

□特定妊婦

出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（望まない妊娠、若年の妊娠、精神疾患を有する、経済的困窮、DVを受けているなどの複数の事情を有する妊婦）。

■ は行

□パブリックコメント

市の重要な施策の策定に際し、施策の案その他必要な事項を公表して広く市民等から意見を募集し、その意見を考慮して意思決定を行う手続き。

□放課後子ども教室

放課後や学校休業日に、小学校の施設等を活用し、地域の協力を得ながら開設している、子どもたちが安心・安全に過ごせる居場所。

□放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ、学童保育）

両親が共働きであるなど、保護者が不在である小学生を放課後等一定時間保育する事業。

■ ま行

□民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な支援への「つなぎ役」となり、社会福祉の増進に努めている人。

地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や心配ごとなどの相談・支援等を行う。

■ や行

□要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている子どもを始めとする様々な問題を抱えている要保護児童もしくは、要支援児童及びその保護者又は特定妊婦の早期発見や適切な保護等を図るために、地域の関係機関が子ども等に関する情報等を共有し、連携と協力により適切な支援を行うために設置した機関。

■ ら行

□療育

障害のある児童が社会的に自立することを目的として行われる医療と保育のこと。

■ わ行

□ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活を調和させ、性別・年齢を問わず、誰もが働きやすい仕組みをつくること。

第2期香取市子ども・子育て支援事業計画

発行年月／令和2年3月（改定：令和5年2月）

発行・編集／香取市 福祉健康部 子育て支援課

〒287-8501

千葉県香取市佐原口 2127 番地

TEL 0478-50-1257 FAX 0478-52-4566



香取市